

第百四十三回国 参議院法務委員会會議録第三号

平成十年九月二十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

九月十六日
辞任 平野 貞夫君
補欠選任 渡辺 秀央君
九月十七日
辞任 渡辺 秀央君
補欠選任 平野 貞夫君
九月二十一日
辞任 竹山 裕君
補欠選任 加納 時男君

出席者は左のとおり。

委員長 荒木 清寛君
理事 石渡 清元君
大野つや子君
円より子君
大森 礼子君
平野 貞夫君

委員

阿部 正俊君
有馬 朗人君
井上 裕君
岡野 裕君
加納 時男君
吉川 芳男君
千葉 景子君
角田 義一君
薬科 満治君
橋本 敦君
福島 瑞穂君
海野 徹君

国務大臣

法務大臣

中村 敦夫君
松岡満壽男君

中村正三郎君

防衛庁長官官房長

藤島 正之君

法務大臣官房長

及川 耕造君

法務大臣官房司

但木 敬一君

法制調査部長

房村 精一君

法務省民事局長

細川 清君

法務省刑事局長

松尾 邦弘君

法務省矯正局長

坂井 一郎君

法務省人権擁護局長

横山 匡輝君

法務省人権管理局長

竹中 繁雄君

公安調査庁長官

豊嶋 秀直君

外務省総合外交政策局国際社会協力部長

上田 秀明君

自治省行政局長

鈴木 正明君

最高裁判所長官代理者

浜野 惺君

最高裁判所事務総局総務局長

金築 誠志君

最高裁判所事務総局民事局長

白木 勇君

最高裁判所事務総局刑事局長

安倍 嘉人君

最高裁判所事務総局家庭局長

吉岡 恒男君

常任委員会専門員

村上 徳光君

説明員

警察庁長官官房審議官 五十嵐忠行君
警察庁長官官房審議官 五十嵐忠行君
警察庁長官官房審議官 五十嵐忠行君

会計検査院事務総局第二局長 諸田 敏朗君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○法務及び司法行政等に関する調査

○委員(荒木清寛君) 次は、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員(荒木清寛君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に平野貞夫君を指名いたします。

○委員長(荒木清寛君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題といたします。

○委員(石渡清元君) 自民党の石渡でございます。

さきの委員会で大臣が述べられました当面する法務行政の重要施策の中で、まず第一に挙げられましたのが司法制度の改革でございます。特に、今後規制緩和等の改革が着実に進められる中で、国家の基礎を支える司法の役割は非常に大事

で、国民のニーズにこたえていかなければいけない、こういうお話があったわけでございます。そのとおりでございます。まず総括的に、二十一世紀を見据えた司法のあるべき姿について大臣はどのように描かれているか、その思いをお伺いいたします。

○国務大臣(中村正三郎君) 石渡議員御質問の中で、そのとおりでありますというお話をいただきましたが、今ほど司法制度の充実ということに対して国民の関心が集まっている時期は過去なかったと思うわけであります。そういうことになつてまいりましたのも、今、石渡議員御指摘のありましたとおり、社会が大変な変革を遂げている中であるということだと思います。

非常に簡単に申し上げますと、規制緩和をして、自己責任の社会にして、そして自由な経済活動をする中で小さな政府を目指し、そして国民負担を軽くしていく、そういう中で事前からの規制の社会でなくて事後チェック型の社会に変わっていくということが言われているわけであります。そういう中で司法制度の充実というのが必要になってきていると思うわけでございます。

与党の自由民主党でも司法制度の改革に対する大変な御議論をいたしまして提言をいたしておりますが、その中に司法制度に関する審議会を政府につくつたらどうかというお話もございします。そういう中で、改革を進めていく時期だと思つているわけで、申し上げたわけであります。

社会活動の円滑と公正を確保するために、紛争の発生前の段階からの法律家の関与ということが必要でありますと同時に、最終的には司法の場において、国民の権利利益に関する紛争を適正迅速に解決して、さまざまな形態の違法行為に的確に対処するための体制が築かれることへの、そういう方向で検討がなされるべきであると思つて

おります。

いずれにいたしましても、こうしたものが整備されますことが国家の基礎を支えるものでござい
ますから、二十一世紀の司法はこうした国民の
ニーズにこたえて的確に整備をされていくべきも
のだと思っております。細かく述べ
ていきますと大変多岐にわたりますので、基本的
にはそういう考え方であるということを申し述べ
させていただきます。

○石渡清元君 透明なルールと自己責任の社会、
これを目指して国民による司法へのアクセスを容
易にするということだろうかと思えますけれども
も、それでは具体的に国民の司法制度へのアクセ
スを容易にする、そういう観点からの施策という
のはどういったようなものをお考えになつてい
るか。

○國務大臣(中村正三郎君) これも今申し上げま
したように、非常に多岐にわたると思えますが、
今一番大きく与党の御議論でも取り上げられてお
りましたことは、司法の人的な充実ということが
挙げられております。各国の例に照らしまして、
日本の司法に携わる方々の人数そのものが少ない
というようにございまして、これは裁判所にお
いても、検察においても、また弁護士の方々に
おいても数が少ないということが言われておりま
して、そうした数の充足ということを具体的に
考えていかなければならないということで、既に
その件につきましてはこの委員会でも過去に御論
議をいただき、その方向で今対応がとられている
ということでございます。

また、個々にわたりましては、非常に多岐にわ
たるわけでございますが、個々の問題について御
質問いただきましたら、その都度お答えさせてい
ただこうと思えますが、それと国民の方の関心事
としては、日本の裁判が非常に時間がかかるとい
うことがあると思えます。また、いろんな司法の
手続が難しく、庶民がなかなか近寄りたという
ところもあると思えます。また、弁護士の方を
私どもが何かの事件でお願いしようとしたまし

ても、例えば弁護士の方の広告というのが余り出
ていない、どうやってアクセスすればいいんだと
か、いろいろ個々挙げていくと枚挙にいとまがな
いようないろいろな改革が考えられると思えます
が、そういうこと全般を考えていきますのに、私
はやはり内閣に、自民党の提言にもありましたよ
うに、司法制度の審議会を設置いたしまして、広
範な御議論をいただくのがいいんじゃないかと
思っております。

○石渡清元君 この改革については、今、大臣の
御答弁のとおり、人的なインフラ整備、これも
大事かと思えますけれども、もう一方ではやはり
司法の制度的なインフラ整備もやっていかなけれ
ばいけない、いわゆるグローバルスタンダードに
向かつての改革も必要かと考えております。

人的というお話が出ましたのでお伺いをいたし
ますけれども、人的、物的な充実、これは法曹人
口の増加が必要ということとばかり考えられ
る。例えば弁護士だけでなく裁判官、検事の増
員等々、量的な人的整備はどのくらい考えてお
られるのか。

○國務大臣(中村正三郎君) 具体的には、来年の
司法試験合格者を一千名にふやそうということ
を決めまして、そういう対応をしているところで
ございます。私も、この合格者の人数をふやす
さなというところについて、私も実は素人でござ
いまして、そういうことを軽々にやっていいの
かねというところで若干の質問をしたことがある
んですが、大変優秀な方が大勢司法試験を受け
る中でございまして、その中で多くの人員の方
に法曹界で働いていただくということについて
は、人材の確保は十分できるというようにこと
を伺いました。その数の対比等について細かく必
要でございます。事務当局に外国との比較等
お答えしたいと思います。

全般的に申しまして、全般というか、今やっ
ておりますことは、来年度の合格者をふやしてい
こうということに具体的に入っているわけござい
ます。それをどういうふうにかから国民のニ

ズに合ったものに組み立てていこうかということ
は、まさにそれはこれから審議会においても検討
しなきゃいけないし、またこの自民党の提言の中
に大変重要なことが指摘されておりますが、専門
家としての法曹界の御議論が必要であらうと。し
かし、庶民の立場から、国民の立場から、国民の
アクセスしやすい、使いやすい司法行政にするた
めには国会の御議論が必要であらうということが
指摘をされておまして、そうした政府、そして
国会の御議論の中でこれからあるべき司法制度の
姿というのをつくっていかねばいけない、ま
さにそういう時期にあると思っております。

○石渡清元君 法曹人口の増加という中で、量だ
けでなくて、それでは質的な面で良質な法曹人口
の確保という点については、大臣はどのようにお
考えになつていらっしゃるか。

○國務大臣(中村正三郎君) 今、それをえんき
くにお答えしたつもりでございますが、極めて多
くの方が法曹界を目指して勉強されておられる
という中で、その人員の層が非常に厚い。そうい
う中で、これから司法試験を受けて合格される方
の数がふえていっても質的なものは確保される
ということをお前に質問して伺ったことがござい
まして、そういう面では心配がないんであらうと
私は思っております。

○石渡清元君 大臣の答弁の中でしばしば審議会
の必要性を御指摘されておりますけれども、やは
り審議会を設置して議論を深めるといふのは非常
に重要なことだと思っております。この審議会に
ついて、大臣、具体的な御見解がありましたらお
願いいたします。

○國務大臣(中村正三郎君) これは全体の行政の
あり方という中から議論をすると大変難しい問題
がいろいろあるわけございまして、実を言
うと、行政改革の審議の中で、新たな審議会の設
置は慎重というように各党の御議論の中に
ありまして、そして、今でございます。成立いた
しました各省のあり方の将来に対する法律の中で

は、審議会というものを原則廃止しようというよ
うなことをうたっているわけでありまして、私
ども、私があえてここで政府による審議会の必要
性を申し上げますのは、なかなかこの改革には裁
判制度の充実、迅速化ということが必要だと思
うんです。

そうすると、裁判所というのは、これは憲法に
よって定められた機関であり、私どもの国会並び
に行政機関とはちょっと離れた位置にございま
す。法律は立法府でつくるわけでございます。そ
ういった中で、全般のことを議論すること
になると、やっぱり法務省だけでは議論できない
ことであらう。そういう意味で、政府全体とし
ての改革に取り組むということのために、この審
議会制度というのは私にはこの場合には司法制度の改
革にとつては必要なんではないか、こういうふう
に考えますので、申し上げているわけござい
ます。

○石渡清元君 はい、わかりました。

二十一世紀のあるべき司法の全体像を構築す
るために、司法制度審議会という名前になるかど
うか、それはいささかわかりませんが、抜本
的な検討を行う場としてぜひひとつ審議会を準備
していただきまして、司法制度改革に取り組ん
でいただきたいと思います。

次に、大臣のこの前のお話では、司法制度の次
にお話がありましたのは少年法改正の問題でござ
いました。少年法問題、いろいろ新聞、テレビで
ニュースをにぎわしているわけでございますけれ
ども、現在この少年法の改正作業はどのような状
況になつておりますか、現状を御説明いたした
いと思えます。

○國務大臣(中村正三郎君) いわゆる少年法の問
題につきましては、二つの問題に分かれて今議論
が進められているというふうに思っております。
一つは少年審判のあり方の審議でございま
して、それについて私の前任の大臣が法制審議会に
諮問をいたしまして、これの答申が間もなく出て
くるというふうな経過で審議が進められておりま

す。

もう一つの問題は年齢の問題であると思ひます。その年齢の問題については、これは私がこちらに参りましたときに法制審議会に諮問されておりませんでした。そこで、法制審議会でない形で今審議というか検討がされているわけでござい

ます。そう言った理由と申しますか経過でござい

けれども、やはり少年審判のあり方をどうするかとか、そこに檢察の方から人が出ていろいろなことを申し述べたのか、また、弁護士がそこにいられていろいろのことを言うのか、そういった裁判のあり方とか技術的な面を含む検討については法制審議会に諮問するということは一つのあり方だと思ひますが、この年齢の問題につきましてはやはり国民の基本的な権利とか生活の基本的な問題、また安全だとか、いろいろなそうした国民に密接にかかわる問題でございまして、こういった問題につきましてはやはり国民の代表である国会を中心として御議論をいただくのが正しい姿ではないかというふうに考えたものですから、もとより自由民主党の中に法務部会がございまして、そこで少年法の問題に関する審議を進めておられました小委員会もございまして、そちらの方と御相談をいたしまして御審議をいただきたいということをお願いして、自由民主党の方も検討を進めようということとでございまして、そこで今御審議をいただいているという現状がござい

ます。ただ、今これ、金融問題の法律についてもそうでございますように、現状は自由民主党だけで法律を決められるという時代ではございません。それは参議院の議院構成を見ればすぐわかることとでございまして、当然にこれは与党でおやりになることですから、私どもがとやかく申し上げるの

は失礼に当たるかと思ひますが、そういった国会の中で御議論を通じて結論が導かれなければ法律として成り立たないものになるんじゃないかと思ひわけでございまして、まず私どもとしては与党で御議論をいただきたいというふうに思ひてい

わけであり

ます。ですから、法制審議会に諮問いたしました点につきましては、答申が出てまいりましたら、またこれも国会と御相談しながらになります。立法作業に入るということになります。そして、国民の関心事でございまして、年齢の問題についても同時に審議がなされ、結論が導かれるようになれば、それは国会と御相談するということになる、そういった経過だと思ひます。

○石渡清元君 少年法改正案をお伺いしたのは、一部新聞等々で、法制審議会に諮問しないで出すとか、そういう報道があって、日弁連等々も、これはやっぱり審議会の諮問を経て改正作業に入るべきじゃないかという話が出たり、今は審議会の答申を待ってという大臣の御答弁がありましたけれども、その辺の誤解がちょっとまたにあるんじゃないか。したがって、少年法改正で審議会に諮問をする部分としない部分があるのかどうか、その辺のところをもう一度はっきりしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(中村正三郎君) これは法制審議会の性格にかかわる問題になってくるわけですが、法務省には九つばかり審議会があるんですが、法律を持ってこういうことを審議するということが定められた審議会が三つばかりあります。法制審議会は法律を持たない審議会でありまして、あとの幾つかの審議会と同じ審議会であります。

この審議会は、審議会の会長は私自身でありまして、構成メンバーというのは関係庁の職員と学識経験者で構成するということになっておりまして、実を申しますと少年法の審議をいただいている審議会も構成は三十名であります。その中の十二名はお役人でありまして、あとは学識経験を有する者ということになってい

務大臣が思料するべき問題だと思ひます。

○石渡清元君 何となくわかつたような、ちょっとその辺が自分自身釈然としませんけれども、それでは別な見方からして、先ほど来省とか私ども自民党の部会とかあるいは少年法に関する小委員会のお話が出ました。それでは省と自民党小委員会の関係というのはどういふふうにお考えになつて

いるんですか。

○國務大臣(中村正三郎君) 省とこの関係です。○石渡清元君 自民党の小委員会とかそういう御答弁がございました。法務部会とか。その関係についてどういふふうにお考えになつて

いらつしやいますか。

○國務大臣(中村正三郎君) これは、今の議院内閣制で私も大臣として与党から出ているという中で、やはり現実的に言ひまして、行政機関というのは立法府の企画立案機能的な要素もあると私は思っているわけでござい

ます。そういう中で、なにかんずくで与党の中で御審議をいただくということには尊重していかない問題だと思ひます。そして、基本的に、先ほど申し上げましたように、国民の生活に極めて密接した重要な問題であればあるほど、これは国会の御議論をいただくべき問題じゃないか。その御議論の中心となるのは、やはり私どもから見れば与党の御議論がまずあるのではないかと

○國務大臣(中村正三郎君) 法制審議会に審議を諮問いたしました点につきましては、先ほど申し上げましたように、今の審議の状態を見ますと、来国会に間に合うような格好で答申が出てくるん

であらうというふうにお考えをしております。ただ、この年齢の問題というのは極めて重要な問題でありますから、私といたしましては、いつまでにか、いつまでにかやらないといけない、こ

ういう問題ではないと思ひてい

ます。何と申しますか、石渡先生御案内のとおり、私も行政改革をやつてきたものでございまして、昔のように審議会に諮問して、審議会ですべてに出たから、審議会が出たものは正しいんだからこのまま法律を通してこれというやうなやり方はいかぬという方向性の中で論議がされ、行政改革の法律案がこの間通つたわけでござい

ます。恒常的しかも政策的な審議をする審議会は原則廃止していこうという中の御議論でありますから、やはりそういう中で国会の論議を尽くしていただくべき事項というのは、私は、こうした国民の生活に密接に関連したものは国会で御議論いただくという方向でやつていくべきだと思ひます。その場合に、先ほど申し上げましたように、今の与野党の人員構成、この国会の中における構成からして、金融関連法案でもおわかりのとおり、自民党だけがこれだけでいいと言つたら通らないわけでござい

○石渡清元君 いずれこれは委員会で審議をする場があるかと思ひます。

次に、入管行政についてお伺いをいたします。最近非常にいろいろな往来があり、またそれに伴う犯罪等々非常に悪い面も出てくるわけでございますけれども、最近の外国人の出入国の状況あるいは国籍、特徴等々、概略を簡単に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) お答えいたします。

過去五年間ぐらいの外国人の新規入国者の数をばつと羅列しますと、平成五年からですけれども、三百四万、三百九万、二百九十三万、三百四十一万、三百八十一万、一番最後の数字が平成九年でございます。ということで、基本的には漸増の傾向にございます。

一方におきまして、その国籍ないし特徴的なものでございますけれども、まずこの平成九年の数字で申しまして、外国人の新規入国者の国籍別では、韓国が一番多くて約九十二万という数字になっております。これはこの新規入国者全体の約二四％、四分の一を占めるという数字でございます。それに続きましては台湾、これは国ではございませんが、地域で入管の統計ができております。台湾が約八十万、アメリカが五十六万、それからこれは平成九年の数字でございますので香港がございまして、香港が二十三万、それから中国、これは先ほどの台湾、香港を除いたところでございまして、これが十五万ということで、アジアが非常に多くて、それ以外に一部の先進国があるということでございます。

在留資格別に申しますと、短期滞在という資格での入国者が平成九年の数字で三百五十三万人というところでございまして全体の九三％を占めております。それから、この短期滞在のうちで観光を目的とする入国者というのは約二百二十万ということで、これは短期滞在全体の約五五％ということで、この辺が中心であるということでございます。

○石渡清元君 人事の往来、国際交流、これは結構なことでありましても、問題は不法残留外国人の数もかなりふえつつある。その国籍を含めて実態はどうなっているのか。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法残留者の数は平成二、三年ごろから急激にふえましたものでございまして、その辺から統計をとっておりますけれども、一番数字が多くなりましたのは平成五年の五月でございまして、そのときに三十万をちょっと切った二十九万九千というところまで数字が上がりまして、その後、私どもの入国審査を厳正化したりしたこと、それから経済事情の変化というようないこともありまして、若干の歯どめがかかって少しずつ減ってきている。ただし、たくさんは減らないという状況が続いております。ことしの一月一日現在の数字は二十七万七千という数字でございます。ですから、ピークよりか二万ちょっと減ったと申しますか、二万ちょっとしか減らなかったというのが今の現状でございます。

それで、平成十年一月一日現在の不法残留者を国籍別で見ますと、これもやはり韓国が一番多くて五万二千人という数字でございます。これは全体の一九％を占めております。その次に来ますのがフィリピンで四万三千、中国が三万八千、タイが三万七千ということで、近隣アジア諸国がずらずと並んでいるという状況でございます。

一方、この不法残留者がどういう格好で入ってきたかということで分類してみますと、短期滞在という格好で来た人が約二十万七千人ということで、不法残留者全体の約七五％を占めるということで圧倒的な比重を占めているという状況でございます。

○石渡清元君 その二十七万何千の不法残留外国人の中で、結局それはみんな不法就労につながっていくわけですね。その数がどのくらいか、あるいはそれに対してどういう対策、対応をされているのか。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法残留とか不法入国により私どもが退去強制手続をとって本国に帰す

ということをやった外国人の数が昨年は約四万九千八百人という数字でございます。そういう調査をするに際して、当然日本で何をしていたかというところを聞くわけでございまして、その調査の結果、日本にいる間に不法就労活動に従事していたというところを申した者が四万一千六百八人というところで約八四％、委員がおっしゃったように、ほとんど大部分の者が不法就労をやっておったということでございます。

私どもはそれに対してどういうことをやっているかということでございますけれども、当然これはよくないことでございまして、いろんな面で取り締まりをやっております。まず入り口で入ってくる前に入れないということが一番でございますので、上陸審査の際の審査の厳格化、それから、実は入る前に入国の事前審査という制度がございますので、ですから、そこでの調査を厳格にやるという、入る前のところが一つございまして、それから、入った後でそれぞれ在留資格というのを取りますので、その在留資格を取る際の審査を厳格化するということをやります。

にもかかわらず、中に入ってきてしましまして不法滞在するという人間はたくさんあるわけでございまして、そういうことに對しましては摘発活動というものを厳しくやるというのが我々のとっている対応でございます。最近では、特に東京、大阪、名古屋の各地方入管局におきまして特別調査チームというのをつくりまして、そういうもののうち特に悪質なものを、ブローカーの介在案件とか、それから偽装造文書行使事件とか、それから売春事案とかという悪質事案を中心に調査それから摘発活動をやっているところでございます。

○石渡清元君 いろいろ一生懸命取り組まれているんですけども、なかなかその数が減らないというところでございまして、では、具体的に密入国、この前も大井埠頭でコンテナの中に十六人隠れていたとかそういうのがありましたけれども、密入国の現状、特徴を教えてください。

○政府委員(竹中繁雄君) 密入国というのは、我々は船舶を利用した集団密航と言っておりますけれども、平成八年から九年にかけて、特に九年に入ってから急増しております。

ちょっと昔の数字を申しますと、平成七年のときが集団密航事件で入ってきた人間が三百七十三名、これは我々が捕らえた人間でございますけれども、それから八年が七百十四名、それが九年になりまして千四百六十三名ということで倍増しております。

最近のこういう集団密航事件の特徴といたしましては、その背後に国の内外の密航ブローカーが介在しているということが多いということ、それからその手口もハイテク機器を駆使したり、それから我が国近海で日本漁船に乗りかえたり、あるいはこの間新聞に出ましたように船内を改造して密航者をかくまうというように、ますます悪質、巧妙化しているのが特徴でございます。

○石渡清元君 これは捕らえられただけでという捕獲した件数が出ましたけれども、見つからなければどんどん上陸しちゃえばわからない、こういうような感じでございます。

中国から結構多いというふう聞いておりますけれども、中国政府等々について何か具体的な措置を行っているのかどうか、あるいは外交的な交渉等も含めてどのような対応をされているのか、御説明願いたい。

○政府委員(竹中繁雄君) 委員のおっしゃるとおり、この集団密航でやっぱり圧倒的に多いのは中国人でございます。

したがって、私ども当然中国側に対してはいろいろな機会に再々にわたり不法出国の防止策を強化するように申し入れをしております。おとしもやりましたし、去年もやりました。ことしは本年五月に北京で開催された日中領事当局者間協議というのがございまして、そこに私どもの人間も出席いたしまして、中国政府に対して偽装造旅券等による不法出国防止及び日本への不法入国及び不法滞在防止のための取り締まりと啓発活

動について強く申し入れております。
○石渡清元君 しっかりやっていただきたいと思
います。

最後に大臣に、この人国関係でお伺いをいたし
ますけれども、結局不法残留外国人というのが日
本で稼いで本国に送金をする、こういうことで、
非常に今の日本の社会経済情勢が厳しい情勢に
なっておりますので、どうしても仕事にあふれて
くる、制約されてくる。そうすると、ついつい犯
罪等々に結びつく例が非常に多くなってくる、し
かもそれが非常に凶悪犯罪が多い、そういう傾向
がありますけれども、こういったような不法滞在
外国人問題について今後どのように対応される
か、大臣の御所見をお願いいたします。

○國務大臣(中村正三郎君) 石渡先生御指摘のと
おりであると思います。この不法滞在者による悪
質な犯罪、これは新聞等の報道でも身にしみて感
じることで、増加傾向にある。まことに憂慮
すべき状態にあると思います。

これは法務省だけではできませんで、政府を挙
げて各省庁連携を密にして対応していかなきゃい
けないと思います。そして、入国審査を厳重にし
て不法滞在外国人についてその摘発に努力するこ
うすることは私もできるのではないかと、この
間密航してきた事例として大きく衝撃を与えま
した、でかい船舶のバラストタンクを改造して部
屋にしてその中に何人も入って来るというような
状態が起ります。そういったものに機敏に対応
するためには、やっぱり警察でございましてとか政
府全体として取り組まなきゃいけないわけでござ
います。

私といたしましては、私も政府の使命という
のは日本国民の安全、生命、財産を守るんだとい
う観点から、これは強力に努力をしていかなきゃ
いけない問題と思っております。

○石渡清元君 それでは、人管関係は終わります。
最近の話題で、近時新聞報道されましたけれど
も、埼玉医科大学における性転換手術、これは実

際は延期をされたようでございますけれども、こ
れは性同一性障害という治療名というか病名で性
転換手術が行われるというんですけれども、これ
はどういったような刑事上の問題点があるか、お
示しをいただきたい。

○政府委員(松尾邦弘君) あくまで一般論という
ことでお聞きいただきたいと思いますが、いわゆる
性転換手術について適用が問題となる罰則とし
ましては二つあるかと思えます。一番目は母体保
護法の三十四条あるいは二十八条の規定でござい
まして、ゆえなく生殖を不能にすることを目的と
して手術等を行う行為を処罰するということにな
ろうと思えます。二番目は刑法の傷害罪の規定が
考えられます。

このような犯罪が成立するかどうかというのは
具体的事実関係に基づいて判断されるべき事項で
ございまして。その場合、その手術が正当な医療行
為に当たるかどうか重要な問題になるのかと思
われますが、この点についても具体的事実関係い
かんによるということになるかと思えます。

○石渡清元君 これは正当な医療行為に当たるか
どうかというのは、治療に関するガイドラインが
あって、そのガイドラインに沿っていけば正当だ
と言っただけけれども、それはどこまで認められて
いるんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 先生御指摘のとおり、
性同一性障害に關しまして、日本精神神経学会性
同一性障害に關する特別委員会、性同一性障害
の診断基準の明確化と治療に關するガイドライン
というものを策定いたしまして、平成九年五月、
性同一性障害に關する答申と提言をまとめまし
て、これを今申し上げた学会の理事長に提出した
ものと承知しております。

これまた一般論として申し上げますと、性転換
手術が正当な医療行為に当たるかどうか、これは
いろいろな諸事情といひますか、総合的に判断さ
れる、しかも具体的事案に応じまして個別に判断
されるべきものというふうな考えです。医学界の
一つの見解としましてそのようなガイドラインが

あるということは、その判断に当たって考慮され
る事情の一つになるかと思う次第でございます。
○石渡清元君 私はこれがどこまで正当な医療か
非常に疑問を持っています。あるいはまた、それが
はやってくるというか、やはり少しく法整備が必
要ではないかという観点からお伺いをしているん
ですけれども、戸籍上の性別というのは簡単に変
更できるんですか。

○政府委員(細川清君) 戸籍上の性別は父母が出
生の届けを出したときに記載されるわけでござい
ます。その出生届をする場合には、届け書に子供
の男女の別を記載するほか、出産に立ち会った医
師等が作成する出生証明書添付することになっ
ております。戸籍はこういった届け書、出生証明
書に記載された男女の別に従って戸籍の筆頭者と
の続柄、すなわち長男、長女のように記載され
るわけでございまして。

現行の戸籍法のもとにおきましては、子供が生
まれた後に戸籍の男女の性別の記載を変更するこ
ういう手続は設けられておりません。したがいまし
て、御指摘のような変更は法律上予定されていな
いというふうな考えております。

○石渡清元君 そうすると、認められていないと
いうことですけれども、実際上手術をすれば性別
の変更になるわけだから、これに対しては何らか
の法整備というのが必要だというふうには私に考
えられますが、幾ら性同一性障害といつてもそう簡
単にできない。何かそういう歯止めを含めた法整
備が必要と思えますけれども、それについてはど
んなお考えですか。

○政府委員(細川清君) 戸籍制度は国民の親族関
係を登録、公証する制度でございまして、親族関
係に關する実体法に關する取り扱いは反映するも
のにすぎないわけでございまして。

したがいまして、性転換手術がされた場合に戸
籍に關する性別の記載を変更する手続を設けるか
どうかは、制度上男女の性別をどのように考える
か、さらには性転換手術により男女の性別を変更
することができるといった根本的な前提の問

題を抜きにしては検討することができない問題で
ございまして。

したがいまして、性転換手術をめぐる性の変更
は戸籍法のみで解決することができると問題ではな
くて、国民の一般の社会通念を踏まえた上で、法
制度上の男女の性別の取り扱いの問題として多角
的な観点から検討されるべき問題であるというふ
うに考えておるわけでございまして。

○石渡清元君 ですから、私はこのまま放置しな
い方がいいんじゃないかという観点でお伺いして
いるんです。

もう一つ、性転換じゃなくて、この前、長野県
内の産婦人科で、不妊に悩む夫婦の妻の妹の卵子
と夫の精子によって体外受精をして妻が出産し
た、こういう事例がありました。出産した妻と子
供の關係、卵子を提供した第三者と子供の關係と
いうのは法律的に見てどのようなものか、どち
らの子供になるのかという問題ですけれども、ど
ういうふうにお考えですか。

○政府委員(細川清君) 確かに御質問のような事
案では、妊娠、出産をしていない卵子提供者とそ
の生まれた子供との間に遺伝学上の親子關係が認
められる。他方、現実には妊娠、出産した妻と子
の間に遺伝学上の親子關係はないことから、法的な
親子關係をどうするかという問題が生ずるわけで
ございまして、昭和三十三年の最高裁判例は、母
とその子との親子關係は、原則として母の認知を
またず分娩の事実により当然発生すると言ってお
ります。これに従って現在の戸籍事務が行われて
いるわけですが、御指摘の事例については、分娩
した女性を母とする医師による出生証明書があれ
ば戸籍の取り扱いとしてはこれを当然受理するとい
う扱いになるのかと考えておるわけでございま
す。

しかし、実態的な問題としては、遺伝学上の母
子關係を重視して法的な母子關係を定めるべきで
あるという考え方もあり得るところでございまし
て、今後、医学界などの関係各界の議論の動向を
見守りながら慎重に検討しなければならぬ問題

であるというふうに考えておるわけでございます。

○石渡清元君 だから、精子をかすのはいいけれども卵子はだめだとか、そういういろいろ微妙な複雑な問題があるかと思ひますけれども、やはりこれはある程度法整備を行いませんと、やみでそのようなことが行われたり、やはり不妊に悩む御夫婦、女性というのはいくら多いわけでありまして、この辺の法整備をどうしても必要と考へておりますけれども、大臣、その辺について最後にお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村正三郎君) 石渡議員の御指摘、非常に重要な御指摘だと思ひます。

と申しますのも、今あります法律は過去につくられたものでありますから、時代が変化をしていけばその変化した時代に対応できないという面が出てくるのは、これは必然的にそういうものだと思います。

今、クローン人間ができる、しかしそういうことはやってはいけないという時代であります。そうしたハイテクの時代になり、なおかつ精神的に男の方が女性になりたいということを許そうかというようなことが世界的にある時代でございますので、そういう時代の変化に対応した法の整備というのには必要じゃないかと思ひます。

ただ、その必要性を私どもお役人におまへはどう思うんだと聞かれてもなかなか難しい問題だと思ひます。これこそ国会で御議論を深めていただいて結論を出していくべき問題ではないかと思ひます。

○石渡清元君 終わります。

○大野つや子君 大野つや子でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

基本的な人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な基本原則の一つであり、民主社会の基本となるものです。今日、国民の間に人権に係る意識はかなり定着してまいりましたが、残念ながら、今なお自分の人権のみを主張し他人の人権を顧みない風潮も見受けられ、またさまざまな人権問題も後を

絶たない状況となっております。

本年は、世界人権宣言が採択されてから五十周年を迎え、また人権尊重思想の普及、高揚に努めてきた人権擁護委員会制度も五十周年を迎える意義深い年でございます。

そこで、私といたしまして、昨年三月に法務省に設置されました人権擁護推進審議会における審議に大きな期待を寄せているところでございまして、人権擁護推進法におきましても、この審議会では、人権擁護に関する施策の基本とも言うべき人権尊重の理念に関する教育、啓発に関する事項及び人権が侵害された場合の被害者の救済に関する事項について審議がなされることとなっております。

そこでまず、この人権擁護推進審議会の審議の状況につきましてお伺ひいたします。

○政府委員(横山匡雄君) お答えいたします。

人権擁護推進審議会につきましては、昨年五月の第一回の会議におきまして、法務大臣、文部大臣、総務庁長官から諮問第一号としまして、ただいま委員も御指摘されましたような、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について、簡単に言いますと、人権教育、啓発に關します施策の基本的あり方について、そして法務大臣からは諮問第二号といたしまして、人権が侵害された場合における被害者の救済に關する施策の充実に関する基本的事項について、それぞれ諮問されたところであります。

その後の審議状況につきましては、諮問第一号に係ります人権教育、啓発の基本的事項については二年を以てという衆議院及び参議院の各法務委員会の附帯決議を踏まえまして、人権教育、啓発に關する施策を中心に調査、審議がなされ、これまで十五回の会議が開催されたところであります。

これまでの審議の概要といたしましては、各委員からのプレゼンテーション、法務省等からの行政説明、女性、子供、同和問題等の各種の人権問

題について実情を把握することを目的としましたヒアリングなどが実施されてきたところであります。

さらに、諮問第二号に係ります人権が侵害された場合における被害者救済施策につきましても、人権救済制度についての円滑かつ効果的な調査、審議に資するために、審議会に人権救済制度検討準備委員会が設置されまして、人権救済制度に関する資料の収集、整理等を行っているところであります。

今後の予定につきましては、これまでの審議を踏まえ、主要なテーマを設け、各テーマごとに議論を深めていくこととなっております。

事務当局としまして、今後とも審議会の運営が円滑に進みますよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○大野つや子君 審議状況につきましての御答弁、ありがとうございます。

さて、近年、子供たちの間に陰湿かつ執拗ないじめが全国各地で多発しており、いじめが原因と思われる自殺事件が発生しています。まことに残念なことでございます。さらに、教師による体罰も後を絶ちません。不登校児の数は年を追うごとに増加しているほか、親の我が子に対する虐待が社会的に注目を集めるなど、子供の人権問題について、私も一人の母親として無関心ではいられません。

その主な原因として、我が国社会全体における人権意識の立ちおくれ、あるいは物質的な豊かさを追いつめる余り心の豊かさを失くすことに無関心になりがちな現代社会の風潮などを挙げることができるとは思ひます。

このような問題を一日も早く解決するため、広く国民の間に人権のとうとさを定着させ、すべての人々が豊かな人間関係の中で暮らせる明るい社会を築き上げることこそ第一に必要なことだと思います。

そこで、子供をめぐるいじめなどの問題について

て、法務省では人権擁護の観点から具体的にどのような取り組みを御所存でいらっしゃるのかお伺ひをいたします。

○政府委員(横山匡雄君) お答えいたします。

法務省の人権擁護機関では、従来から、いじめ、体罰、不登校、児童虐待などの子供の人権問題の解決に向けて積極的に取り組んできたところであります。平成六年度以降は、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の重点目標としました上、人権擁護委員会の中から指名されました子どもの人権専門委員を中心としまして全国的な啓発活動を展開しております。

また、具体的ないじめ等の事案につきましては、人権相談を通して、あるいは人権侵犯事件として調査、処理するなどして適切に対処しているところであります。

今後とも、子どもの人権専門委員制度の周知や定着を図りますとともに、子どもの人権専門委員と法務局との連携を密にしながら、地域社会や関係機関とも協力しつつ、いじめなど子供の人権問題の解決に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○大野つや子君 人権擁護行政に關しましてもう一点お尋ねいたします。

周知のとおり、本年六月十二日に中央省庁等改革基本法が施行されたわけですが、その中で、法務省については、その編成方針の一つに、「人権擁護行政について、その充実強化を図ること」との規定がございまして、

そこで、この基本法に言う充実強化につきまして、法務省ではどのように考えておられるのかお聞ひいたします。

○政府委員(横山匡雄君) 最近の人権状況を見ますと、先ほどもお話ししましたようないじめ等の子供の人権問題を初め、さまざまな人権問題が依然として存在しております。このような人権状況を踏まえまして、今後とも人権擁護行政の一層の充実強化を図る必要があると考えております。その方策の具体例としましては、まず人権啓発

活動につきましては、地方自治体や民間団体等の多様な啓発活動の実施主体との連携協力関係の形成に努めることにより、これは地方自治体や民間団体等と啓発のためのネットワークをつくりまして連携協力関係を形成する、そういうことでございますが、そういう関係の形成に努めることによりまして、これを一層総合的かつ効果的に推進することなどを考えております。

また、人権侵害の場合の被害者の救済のあり方につきましても、人権侵害の相手方等に対しては、現在、法的効力を持たない勧告等に対応しているのですが、こういう現行の救済制度で十分であるかどうか、法的措置の必要性も含めて今後検討したいと考えているところであります。

なお、これらの点につきましては、先ほど御説明しましたとおり、昨年三月に法務省に設置されました人権擁護推進審議会におきまして調査、審議されることになっておりますので、その答申が出されましたときはそれを踏まえてさらに検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○大野つや子君 次に、法律扶助制度について伺いたします。

法務大臣のごあいさつにもありましたように、今後、規制緩和等の改革が着実に進められ、社会が事後監視・救済型へと転換していくこととなるわけですが、それに伴い司法の役割はより一層重要なものとなり、国民のニーズにこたえる司法の充実強化は必要不可欠であると思っております。

その方策の一つに、国民が容易に司法による救済を求められる法律扶助制度の充実強化が極めて重要であると考えています。この法律扶助制度について、現在は財団法人法律扶助協会が実施する民事法律扶助事業に対し国が補助金を交付するという形で制度が運営されているということでありまして、いまだ法律扶助に関する法律が制定されておらず、国や弁護士会の責務なども明確ではなく、この制度が国民の司法による救済の需要に真にこ

たえていのか疑問が残ります。また、実際に我が国の民事法律扶助事業の予算規模は諸外国に比べて非常に不十分であると考えます。さらに、法律扶助研究会の報告書も現在の制度の問題点を指摘しているのと伺っております。

そこで、まず法務当局に、我が国の法律扶助制度の現状と問題点について簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(横山輝雄君) お答えいたします。

法律扶助制度は、憲法三十二条の裁判を受ける権利を實質的に保障するための制度でありまして、法務省といたしましては、本制度の果たす役割の重要性にかんがみまして、財団法人法律扶助協会が行う民事に関する法律扶助事業に対し、昭和三十三年から補助金の交付を開始し、特に近年では毎年補助金を増額するなど、本制度の充実を図ってきたところであります。

また、法務省は法律扶助制度の充実発展を図るため、最高裁、日弁連、法律扶助協会、学識経験者の参加を得まして、我が国の司法制度に適合した法律扶助制度のあり方等について調査研究をすることを目的とします法律扶助制度研究会を発足させ、本年三月二十三日に最終報告を取りまとめられたところであります。

その報告書によりますと、現行の法律扶助制度には法律扶助に関する法律が制定されていないため、国及び弁護士会の責務が明確でないなど制度上の問題点や財政上の問題点等が指摘されているところでございます。

○大野つや子君 そこで、法務大臣、私といたしましては、この制度の法制度化を図ることととも、大規模な予算措置を講ずる必要性を今後の重要な課題として指摘したいと思っております。

この点に関しまして、大臣の御決意をお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(中村正三郎君) 今も事務当局から御答弁申し上げましたように、国民の裁判を受ける権利というのは憲法三十二条でうたわれているわけでございます。そして、社会がだんだん複雑に

なり、先ほどから論じられております司法制度の改革が必要という中で、司法制度なんかずく今のお話にあります弁護士に対するアクセスの問題、これはいろいろ考えられると思うんですが、その中で現実問題として、裁判を受けたくても弁護士の方にお願ひできないというような場合どうするべきかという重要な問題だと思っております。

これは憲法でその権利が国民に保障されているんですから、それは国において、すなわち税金においてそういう方を援助しなきゃいけないということとは、それは憲法の精神からいえばそういうことになりましょう。それをどういう形でやるかというところをこれから司法制度改革の中でも議論をして充実にいかんきやいけない問題だと思っておりますが、現行やられてまいりましたやり方というのは公益法人でやっております。公益法人というのは全くの私法人でございます。そこに対して国が補助金を出している、これはいささか行政改革からも問題ありとされた点でございます。やはりそういった現状において、補助金を出すにいたしまして、議員が今御指摘のような法によるきちっとした裏づけがなければいけないと思っております。これは法制度の整備を図って充実をしていくべき問題だと思っております。

しかし、弁護士会、この扶助協会をやっておられる先生方に伺いますと、いや、実は刑事事件についてもうやっているんだよということをおっしゃいます。そういうことまで総合的にどうするんだというところはこれから検討していくべき課題だと思っております。

○大野つや子君 次は、オウム真理教の問題について伺いたいと思っております。

オウム真理教の最近の動向についてはマスコミでも種々報道されておりますが、教団施設付近の住民との間でトラブルや摩擦が見られるなど、国民の間には依然として教団に対する不安や危惧の念を抱いている方々も多いと思っております。先般の公安調査庁の発表によりますと、教団は昨年一月に規制請求が棄却されて以降、組織の再興に向けて

さまざまな活動を活発化させているようですが、こうした教団の現状と危険性につきまして公安調査庁長官にお伺いしたいと思っております。

○政府委員(豊嶋秀雄君) お答えいたします。

オウム真理教につきましては、昨年一月三十一日付で規制請求の棄却決定がなされ、現在まで一年半以上がたったわけでございますが、この間、着々と組織の充実強化を図っております。オウム真理教につきましては、最盛期、信徒と呼ばれる人たちが出家信徒が八百人以上、在家信徒が七千五百余いるのではないかと見られておりました。それから、物理的な施設も全国各地に大きな施設も含めて三十五カ所以上の施設を確保して、これがオウム真理教の最盛期の規模でございますが、その後地下鉄サリン等の本格的な捜査で主要な幹部が検挙され、教団の破壊手続も進む、それから公安調査庁からの規制請求の手続が開始されるということになりまして、それが大体三分の一程度の規模に縮小されてきたわけでございます。

ところが、昨年の一月三十一日に棄却決定がなされた後、いち早く組織の再建を図り始めまして、現在では教団の最高意思決定機関と呼ばれております長老部というものを頂点として、中央部署が十四部署設けられ、地方組織においても拠点を着々と確保しております。現在教団の組織活動に供される施設は十六都道府県三十二カ所に達しております。

また、出家信徒の居住用施設も、個人で信徒だけが集まって住んでいる住居のようなものですが、そういう場所も全国で百カ所ほどが確認されております。そして、これら居住用の施設のうち約四分の一に当たります二十三カ所は、現在麻原こと松本が拘留されております東京拘置所周辺に集中して居住を構えるという傾向が強まっております。これはそういうところに住むことによりまして、麻原のパワーを感じ取るということの意味があるように思いますが、そういうことで、東京拘置所周辺に信徒が住居を構えるという傾向が強

まっていることが確認されております。

そして、こういう教団側の施設の拡充に対しまして、新しく施設を設ける場合にはどうしても周辺住民とのトラブルといえますか、立ち退きを求める住民との間でいざこざが起きるということが発生しております。現在、裁判で教団の立ち退きを求めて係争中の事件が三件ほどございます。それに、住民から教団側に対して立ち退き要求がなされている案件が十一件ほど確認されております。そして現在、恐らく今後かなり近い時期に住民からの立ち退き要求が出される案件が四件ほど確認されておりまして、全国でこのような立ち退き要求をめぐる紛争が起きているわけでございます。

現在のところ激しい組織的な暴力ざたという事態までには発展しておりませんが、このような地域住民との紛争が起る背景というのは、何といたしまして、オウム真理教に対する一般市民の恐怖心というものがまだぬぐい去られておらない。その上、オウム真理教が地下鉄サリン事件等一連の事件に対して現在まで何ら謝罪や反省するという態度を示しておりません。その上、施設の確保に当たりましては、それが教団で使うものであるとかその使用目的等を隠す、それから一般会社名を装ったり、信徒の個人名を使って施設を手する。こういうことで、住民は施設ができてから実はそれがオウム真理教の施設であるということがわかる場合が大変多うございまして、そして現にオウム真理教の信徒等が施設の利用を始めまして、住民との融和を図るという態度が全く見られない。こういうことから、住民がやはりオウム真理教に対する嫌悪感といえますか恐怖心も含めて立ち退き要求をするという事態になっているのであろうというふうに察せられるわけでございます。

一方、教団の活動面につきましては、現在出家信徒と呼ばれる人たちが五百人ぐらいいるのではないかと。それと数千名に及ぶ多数の在家信徒がいるという活動を見せられておりまして、また資金面では、パソコンの販売で大変な利益を上げていますというふうに思われるわけですが、このような営業活動も積極的にやっております。また、頻りに信者による布教活動といえますか、そういう活動も行われておりまして、そのたびに参加費用といえますか、そういう費用を多額に集めてそれを組織の資金活動に使っているという点も確認されております。

また、信徒を集めて説法会というものも開くわけですが、その際に依然として殺人をも肯定するタントラ・ヴァジラヤーナと呼ばれています教義でございます。これは私も詳しいことはよくわかりませんが、この世で悪行を積んだ者は早く天国に送ってやった方が本人の幸せになるのだから、そういう者を抹殺することは正義なのであると、簡単にいうとそのような教えのようでございます。また、この悪行を積んだ現世の人間を抹殺する行為をポアと呼んでいるようでございますが、したがって、ポアは正義である、正しい行為なのだから怖がるなと、こういうような教えのようでもあります。そういうような教えを説法会等で布教している。そして、教祖である麻原への絶対的帰依を強調しているわけでございます。

そして、脱会信徒、いろいろな事件や規制請求等に伴って一時的に脱会した信徒がかなりいるわけですが、その復帰工作も積極的にやっておりまして、特に平成七年三月に執行された地下鉄サリン事件以降、四百人を超える信徒が逮捕、送検されておりまして、現在までに三百五十九人が釈放ないしは服役を終えて社会に出てきております。そのうち百六十五名が現在教団施設に出入りするなどして教団に復帰している事実が確認されております。このように、一時脱会した者もかなりの者が真理教に戻っておりという事実が確認されております。

また、新たな信徒の獲得にも大変な力を入れておりまして、コンピュータのインターネットや大量の宣伝ビラを配布するなどして、最初から教団であるということを明示した勧誘の仕方、それから教団の名前を隠して大学のキャンパス等に入り込んでいろいろ勧誘するという手段などを駆使しまして、巧みに新しい信者の獲得にも力を入れている様子がうかがえるわけでございます。したがって、教団の実情というものは、減退するどころか、ますます組織の充実拡充が図られて、その危険な体質というものはほとんど変わりが無いのではないかとこのように考えられますので、公安調査庁といたしまして、今後とも重要な調査対象団体として厳正な調査と監視体制を継続していく考えでございます。

以上でございます。

○大野つや子君 オウム真理教が依然として危険な体質を温存したまま教団の再興に積極的に取り組んでいる実態をたゞいま御答弁いただいたわけでございます。

長官は、去る三月十二日の法務委員会において、オウム真理教に対する再度の処分請求について、今後の教団の動向いかんによっては再請求することもあり得ることを念頭に置いて調査しているという旨の御答弁をしておられました。現在もこの方針に変わりはないと思いますが、いかがでしょうか。

また同時に、破防法を含む団体規制制度のあり方についてもお考えを伺いたいと思っております。

○政府委員(豊嶋秀重君) お答え申し上げます。オウム真理教につきましては、ただいま説明したような実情にございまして、私どもはその危険な体質というものはさほど変わっていないというふうに考えているわけでございます。

したがって、先生から今御指摘がありましたとおり、本年三月の当委員会でも私も答弁もいたしました。今後、教団が暴力主義的破壊活動を行う明らかな兆候が認められるというような事態になった場合には、再度の規制請求もあり得るというところで調査を進めているところでございます。

この破防法に基づく再度の規制請求というものの法的な根拠でございますが、破防法は刑事裁判

とは違ひまして純然たる行政処分でありまして、平成九年一月三十一日の公安審査委員会の決定の中にも明示されておりますけれども、一度請求した事件を二度と請求してはならないという刑事裁判でいうところの一事不再理の原則は適用されない。したがって、新たな状況が生じて再度規制請求をする必要が生じた場合には同じ請求原因事実で再度の請求が許されるのであるということが十分に理解しておるところであるということがはっきりとわかっております。

したがって、私どももいたしましては、教団が今後団体の活動として非常に危険な暴力主義的破壊活動を実行するのではないかと、そういうことが確認されて、そのおそれが強まった場合には私どもの職務として再請求の要否を検討せざるを得ないものと思つて今調査を進めているところでございます。

また、第二の御質問でございますが破防法を含む団体規制のあり方についての問題でございますが、このような一般庶民を殺害するというような非常に凶悪、重大な犯罪を団体の活動として行うという団体について、その活動を制限するなり何らかの措置をとるという団体規制に関する法律が必要であることは当然のことであるというふうに理解しております。これもやはり迅速適切に適用しなければその実効性が確保できないのではないかとこのように考えているところでございます。先般のオウム真理教に対する規制請求手続を實際にやってみて、あのような決定をいただいたというところを振り返ってそれを統括してみますと、やはり現行法にはいろいろ改善しなきゃならない点も多いいのではないかとこのように一つ一つ確認しているところでございます。

なお、この破防法の改正の問題ということも直接指摘されているわけではございませんけれども、先般成立しました中央省庁等改革基本法の十八条の四号で、公安調査庁につきまして、破壊活動防止法に基づく破壊的団体の規制の実効性を確

保するなど公安調査庁の機能を見直すべきであるということが指摘されております。これは、破防法をより実効性のある内容に変えるかどうかの検討をしないという示唆を受けたものというふうにも理解されるわけでございまして、このため当庁におきましては、一層有効適切な団体規制を図るという観点から、法律の改正を念頭に置きながら破防法の適正な内容がどうあるべきかについて所要の検討を進めているところでございます。

○大野つや子君 公安調査庁長官からただいまオウム真理教の危険な実態や団体規制のあり方などについて御答弁をいただいたわけでございますが、法務大臣、この予断を許さない状況を踏まえまして上で大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村正三郎君) 今、委員の御指摘は二つの点があったと思うんですが、一つはオウム真理教について、もう一つは公安調査庁のあり方についてだと思ひます。

オウム真理教につきましては、今の答弁の中にありましたように、タंत्रトラ・ヴァジラヤーナという教義に基づいてポアを実行した団体でありまして、非常な恐怖心を私どもも持っていると思ひております。この間報道にもありました第七サティアンの解体作業というのを見ましたけれども、何だこれはという感じでございますね。物すごい重化学工場みたいなものをつくって、これが宗教だと言っている。これは、これから公安調査庁等においてその活動を厳重に監視して、国民の安全の侵害を未然に防止するようにしていかなくやいかぬと思ひます。

私は、先ほどから御議論のあります自己責任、自己管理型の社会にしたいと思ひますが、やはり国民の生命、安全、財産を守るといふような観点についての規制というのには必要なんだと思ひます。そういう中で、公安調査庁のような組織が国民の要請において必要なんだと思ひております。

また、公安審査委員会のあり方、これはもう全体を見直す中で見直されるわけですが、この間の棄却決定については、必ずしも広範な世論といひますか、新聞論調の支持が得られていたようにも思ひないわけでありまして、こうしたことが起こってくるのもやはり戦後のあいつ時期につくられた法律であり公安調査庁であるということだと思ひますので、これも国民のニーズに的確にこたえるように改革を図っていかなくやいかぬ。それには法律の改正も伴ってやっていかなくやいかぬ問題であると思ひております。

ただ、公安調査庁ができてまいりましたその経緯というのは戦後のある種の思想対立の中から出てきたようなところがございますので、今の法律では現代社会の機能的に的確に対応できるとばかりは言えない面があるんじゃないかと思ひます。そこで、長官からも今答弁申し上げましたように、法律の改正も含めてということが必要になつてくると思ひます。司法制度改革の中で一つの重要な改革の命題であらうというふうにも思ひております。

また、公安審査委員会のあり方、これはもう全体を見直す中で見直されるわけですが、この間の棄却決定については、必ずしも広範な世論といひますか、新聞論調の支持が得られていたようにも思ひないわけでありまして、こうしたことが起こってくるのもやはり戦後のあいつ時期につくられた法律であり公安調査庁であるということだと思ひますので、これも国民のニーズに的確にこたえるように改革を図っていかなくやいかぬ。それには法律の改正も伴ってやっていかなくやいかぬ問題であると思ひております。

○大野つや子君 先ほど石渡先生からも御質問がありました入管の問題で一つ私もお伺ひしたいと思ひます。

日本の国際化が進み、人間の交流も多くなりまして、日本を訪れる人も、観光、ビジネス、留学や就学を目的とする方などさまざまです。平成五年の外国人の正規入国者数は三百七十四万七千五百七十七人ですが、年々増加し、平成九年では四百六十六万九千五百四十四人と公表されております。法務省の管轄する外国人の方々に對する事務は、まず入国審査、在留資格の認定、再入国の審査、不法滞在者の検挙など数々あります。

また、公安審査委員会のあり方、これはもう全体を見直す中で見直されるわけですが、この間の棄却決定については、必ずしも広範な世論といひますか、新聞論調の支持が得られていたようにも思ひないわけでありまして、こうしたことが起こってくるのもやはり戦後のあいつ時期につくられた法律であり公安調査庁であるということだと思ひますので、これも国民のニーズに的確にこたえるように改革を図っていかなくやいかぬ。それには法律の改正も伴ってやっていかなくやいかぬ問題であると思ひております。

官の対応一つでその国に対する第一印象はかなり決まってしまうと思ひます。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、人手不足により多忙過ぎますと、その職員の方の健康問題も当然のことながら、正規に入国する外国人の方々に丁寧かつ細やかな対応をする余裕も持てないのではないかでしょうか。年々増加する外国人入国者に対する十分な職員は確保されているのでしょうか。公務員の人員削減が課題となっておりますが、必要などころには必要の人員が必要なのではないか、そのような気持ちからお伺ひをしたいと思います。

○国務大臣(中村正三郎君) まさに大野議員御指摘のとおりだと思ひます。

国際社会化ということで国際化が進む中で、人々の往来も非常に大きなものになってきておりますし、また先ほどいろいろお話がございました不法就労者だとか難民の問題とかすべてかかってくる問題だと思ひますけれども、まさに日本のこうしたことに対する対応が外国より非常にスムーズに早くいっているということを断言できる状態にはないと思ひます。

そういう中で、人員の不足ということがございますが、今おっしゃられましたように全体のお役人の数を減らしていこうという行政改革の命題があります。私どもとして常に総務庁などに申し上げておりますことは、必要などころはきちっと確保して、必要などころというのにはなかなかないのかもしませんけれども、減らしていこうところを減らすということとは必要だということを申しまして、これは非常に今の総務庁長官もそういった私どもの話には理解をしてくださるわけでありまして、いかにかというのとは極めて問題であります。

そこで、私どもは新しい時代を迎えての先ほどから御議論のある司法制度改革の中で、人員の確保と、こういった業務が日本の窓口として世界から批判を受けられないような体制をとるよう努力をしております。

しても限られた人員を有効に活用して人員の配置がえをするとか忙しいところへ向けるとかして必死の努力をしているわけでございまして、こういった面の政府の行政改革の中における必要などころの人員獲得について、また大野委員の御指導、御助言もいただけたら大変ありがたいと思ひております。

○大野つや子君 どうもありがとうございます。

これをもちまして私の質問を終わります。

○千葉景子君 限られた時間ですので、きょうは二点ばかり大きな項目で御質問をさせていただきます。一つは順序と変わるかと思ひますので、その点は御答弁をいただきたいと思ひます。

まず、先ほどから司法改革の問題の指摘が各委員からございました。私も司法というものが日本国憲法のもとにおいて、人権を擁護して個人の尊厳を守るといふことを基本にしながら、紛争を適正迅速に解決してそれぞれの権利の実現を図る、あるいは被疑者や被告人を含めた関係者の人権も図りながら刑罰法を適正に運用していくという役割をこれまでも果たしてきている、極めて重要なことであらうというふうにも考えております。また、三権分立のもとにおいて、それぞれの独立性を保ちながら立法や行政権に對するチェック機能というものを司法が果たしてきたということも重要な役割であらうというふうにも考えております。

ただ、これまででは残念ながら司法というものの対しては光が当たりにくかった、社会の中でも立法、行政というのに対してはいろいろな形で関心が寄せられてまいりましたけれども、司法というのにはなかなか地味な、そして一般の市民にとっても何か縁遠い、こういう状況もあつたかというふうにも思ひます。

今日、今言われておりますように、日本社会が国際的にもあるいは自己改革としても問われていることは、やはり透明かつ公正なルール社会を確立することではないかというふうにも思ひます。

これまで、金融問題などもある意味ではその象徴的な問題であると思えますけれども、あいまいな基準、そしてどうも不透明な中で物事が処理をされていく、こういうことが突き詰めて日本のこのような危機的な状況をもたらしてきたのではないかと、こんなふうにも思います。

そういう意味で、その中であいまいな基準から、その場に参加できない者、あるいは不透明な解決の中でそこから除外をされてしまふとどちらかといえば一般の個人とかそういう市民、そういうものにいろいろなツケが回されていく、こんな状況に今立ち至っているのではないかと、このように思います。

そういう意味では、改めて今言われておりますように司法の役割、特に人権を擁護して一人一人の個人の尊厳を守り、権利を守っていく、こういう役割というのは極めて重要になってきているだろう。何かこういう不祥事とか問題が起こって、それで司法が非常に注目されるというのは、ちょっと残念な気はいたしますけれども、ただ、こういう機会がある意味ではとらえまして、ぜひこれから司法のあり方、そしてその意味での改革、こういうものを推し進めていく必要があるのだからというふうに思います。

もう一つその背景で考えておかなければいけないことは、これまであいまいな基準あるいは不透明な解決策、こういう中で物事が進められてきたという背景には、司法というのが非常にスピーディーに動く社会あるいは多様な権利関係が存在をする、こういう中でなかなかそれに即応した迅速かつ適正な解決の場あるいはそれに適応できるような体制、こういうものを十分に備え切れてこなかった、だからどうしても違う手段に訴えて解決を図るということもあったのではないかと、このように私も思います。そういう意味では、ぜひやはり司法の充実強化というものを考えていく必要があるだろうと思えます。

ちなみに、考えてみますと、司法の予算というのは極めて貧弱なわけですし、これはたびたびこ

の法務委員会などでも指摘をされてきたことで、遠慮なくもう少し法務省も裁判所も予算を獲得したらどうかという話も出ておりました。こういう非常に財政が厳しい折ですからなかなかそれは大変であろうかと思えますし、むだなことをするわけにはまいりませんけれども、やはり三権の一翼を担うということになれば、その割合としてはもう少し積極的に予算の面でも充実をさせていくということには必要なんじゃないかと、よく言われますように、現在では裁判所などは国家予算の〇・何％、一％にも満たない、こういう状況です。法務省の予算もそう十分に、あるいはいやすごい大きいというふうな額ではないと思えます。

そういう意味では、こういうことを念頭に置いて考えますと、これから本場に法務省、裁判所みずからもこういう問題に積極的に取り組まれる必要がある。審議会の設置というふうな方向もいろいろ取りざたはされておりますけれども、これまで指摘をされてきた課題などについてもやはり待っているという姿勢ではなく積極的に取り組み、このうち求められていくのだからと思えます。そこで、司法の役割、これからの重要性をそれぞれどう認識をしておられ、そしてどういう課題があるというふうにお考えなのか、例えば具体的なそういう課題についてこれまでのみずからの努力も、こういう形で取り組んできたというふうなことをまずお尋ねしておきたいというふうに思っています。

その中で、これまでも指摘をされてきた、先ほど出ておりましたけれども、例えば利用しやすいという意味では法律扶助の問題、これは先ほど一定の御答弁がありましたけれども、こういう制度の充実という問題もこれまで本場に長年取り組まれてまいりました。あるいは最近指摘をされているのは、やっぱり多様な意見を司法という場にも盛り込んでいくとすれば、市民参加の例として陪審とか陪審というふうな問題もいろいろ議論が今進められております。あるいはこれもいつ何とき

犯罪あるいは自分が被疑者、被告人という立場になるかも知れない、そういう中で被疑者段階での公的な弁護制度、こういうものなどもこれまでいろいろ議論はこの委員会でも展開をされてきているだろうと思えます。

これは私の例でございますけれども、こういう課題なども含めてそれぞれ法務省それから最高裁の御認識、取り組み方などについてお答えを賜りたいと思えます。

○国務大臣(中村正三郎君) 千葉議員から今御指摘のありましたこと、ほとんど私が申し上げたいようなことをおっしゃってくださいます大変ありがたいが、思ったんですが、透明なルール社会を実現して、そしてそうした透明なルールに基づいて自己責任の中で国民が生活できるというふうな社会を目指す場合に、今御指摘にありました基本的な法律の整備が必要だと私は思っているんです。ですから、今例えば金融のことを申されましたけれども、例えを挙げますと今の銀行法でござい

ますが、目的に借り主の保護は一つも書いてありません。若干、社会的責任があるというところは書いてありますけれども、預金者保護しか書いていない。今のこの複雑な経済社会においては、日銀のやる仕事とか銀行のやる仕事はもはや極めて公的な性格が強いわけでありまして、そういう性格の仕事であるからこうであるというふうなことをきちっと整備して、あらゆる面で透明なルールをつくらなければならない。

民法にしても、明治二十九年の民法でありますから、今読むと読みにくくても今にそぐわないことがたくさんある。法律扶助協会のことを先ほどちょっと申し上げましたが、あれも民法三十四条でございまして、あれも三十四条というのには祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益でありますから、こういうことができるかという疑問も起こってくる。こういう法律をまず整備することが必要だ、その上で司法の充実というのを図って国民がきちっとした生活ができるようにし

ていかなきゃいけない。

そこで、国民のアクセスの問題をおっしゃいましたけれども、個人的なことでは恐縮ですが、事業を長年やってきた者として、司法というのは身近なものなだけでは、身近でない。まず、裁判に行ってもなかなか判決を出してくれない。それで和解をしないというふうなことを言っているんだけれども出してくれないというふうなこと、これは使いたい物にならぬからというので、さっきちらっと言いましたほかの手を考えると、いうことになって、どんどん遠くのものになったんです。身近でなきゃいけないものが遠くのものになってしまったんですね。それをもとに戻して、国民の身近な、国民の利用しやすい、国民のニーズに合った司法制度をつくらなければならないと思えます。

そして、予算の規模のことをおっしゃいましたけれども、これも個人的なことでは恐縮ですが、実はたまたま私の極めて親しい弁護士の先生が法律扶助協会の会長になられて、私が大蔵政務次官をやっておりましたので、予算をどうにかしてくれと頼みに来られました。幾らだと言ったら、何か二億八千万とか三億とかそこらでございまして、何ですか、これで足りるんですかと言ったら、ちよっとこれでは足りないんだけれどもここまでにするのも大変だったという話でございまして、それを私一生懸命お願いして四億程度に上げたような記憶があるんです。

これは、透明なルール社会、憲法三十二条で保障された国民の権利に国民がお金を出すことは当然なことだと私は思っています。そこにモラルハザードがあつてはいけませんけれども、当然出すべきこと、こういうことをきちっと法制化も考えていかなきゃいけない、そういう中で法制化も考えろと私は申しているわけでありまして、先生の御指摘と同じなんです、法務省に参りましてまず言ったことは、仕事をどんどんやるうじゃないか、やった場合に人が足りない、お

金が足りなかつたら要求しようじゃないか、それ
でなかつたら国民にこたえる行政にはなっていないよ
というのを常に申し立て、ちようど司法
制度改革ということもあるもので、うまうとえられ
ばこれは我々にとつて追い風である。追い風を的確
にとらえて、目的は最後は国民生活のために資
するということですから、それに向かつて努力を
しようということをお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(浜野健君) 近年の社会
状況の変化を受けまして、委員の御指摘のとおり
各種の法律関係がますます複雑多様化、高度化し
ておりまして、これに伴ひまして国民の司法に対
する期待がますます高まり、法的紛争を公正な法
定手続で解決するという司法の役割は一層重要性
を増すものと認識しております。

裁判所といたしましては、このような司法に対
する国民の期待に的確にこたえられるような体制
を整備していく必要があるというふうに考えてお
りまして、これまでも国民の利用しやすい裁判を
実現するため裁判の運営の改善に取り組みととも
に、事件処理のために必要な人的、物的な体制の
整備の面でも必要な施策を講じてきたわけでござ
います。裁判所といたしましては、法的な紛争の
適正迅速な解決を図るという司法の使命を果たし
ていくためにさらに努力をしてまいりたいと思
っている次第でございます。

このような司法の使命を果たすために、裁判所
の人的機構及び物的設備の整備充実、それからそ
の他司法の適切な運営に必要な先生御指摘の予算
の確保ということが必要であるというふうに考え
ております。そこで、裁判所の予算のあるべき姿
を考へる場合には、国家予算に対する比率という
観点からではなくて、裁判所の需要が現実には裁判
所予算に十分計上されているかどうかという実質
的な観点から吟味、検討されるべきものというふ

うに考えております。

ただ、経済情勢や社会情勢の変動、国民生活の
多様化、複雑化等、委員御指摘のいろいろな状況
を反映いたしまして、近年裁判所に係属する事件
の数が増加いたしまして、内容も複雑困難化して
おります。このような負担が増大する中で、事件
の適正迅速な処理に支障を来さないようにする必
要があるというふうに考えているところでござい
まして、裁判所はこの点に立ちましてこれまで
司法の運営に必要な予算の確保に努力してきたと
ころでございますが、さらにこの努力を今後も繼
続していく必要があるというふうに考えている次
第でございます。

○千葉景子君 基本的なお考え方は伺いました
が、その御認識のもとにやるべきことがこれから
山積をいたしてはいるだろうと思ひますので、また
その点については個々いろいろな機会にお伺いを
したいというふうに思ひます。

もう一点は、きょうは司法資料の保存の問題に
ついてお尋ねをしたいと思ひます。

実は私、この法務委員会と同時に行政監視委員
会に所属をさせていただいておりますが、先般、
行政あるいは国のいろいろな運営について地方の
皆さんの御意見を聞くということでも地方公聴会
を開催し、私も参加をいたしました。

その際に、司法に対する要望という御指摘と
して、司法資料の保存が十分に行われているかど
うかという問題がございました。私もしばらく以
前にこの問題の話は伺ったことがあったんですけ
れども、改めて確認をさせていただきたいという
ふうに思ひます。

そこで、時間の関係もありますので、個々解説
をしていただいていると余り時間がないかと思ひ
ますが、一つはまず民事の司法資料の保存でござ
います。これについては、民事の方は法律がござ
いまして、最高裁の事件記録等保存規程という
ものに基いて行われると私も承知をしてい
ます。そして、それによって一定の年数、記
録、裁判書、判決の原本等、それぞれ分けて保存

期間が定められているところでございますが、簡
潔でよろしいですけれども、その実情について
ちよつと御説明いただかせようか。

○最高裁判所長官代理者(浜野健君) 現在、裁判
所においては、民事訴訟記録それから判決原本等
の司法資料につきましては、委員御指摘のとおり
事件記録等保存規程というものがございまして、そ
れに基いて保存をしているところでございま
す。

この保存規程の四条におきまして、訴訟記録の
保存期間は十年、それから判決原本の保存期間は
五十年というふうに定めております。この訴訟記
録等の保存事務は、第一審の裁判所の担当部署、
記録係でございまして、ここにおいて保存事務を
行っておりまして、これらの庁に設けられました
記録保存庫に保存されているという実情でござ
います。

○千葉景子君 この保存期間がそれぞれ十年、五
十年と定められておりますが、この保存期間を過
ぎた記録あるいは判決原本、これについてはやは
りこの規程において特別保存ができるという規定
が設けられております。これは今どのように運用
をされているでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(浜野健君) 今、委員御
指摘のとおりでございますが、事件記録等保存規
程によりまして、保存期間を過ぎました訴訟記録
等は原則として廃棄するということになっており
ます。

ただ、この保存規程の第九条におきまして、先
ほど委員御指摘がありましたとおりでございます
が、事件処理の関係で特に必要のある場合、これ
が第一項に規定しております。それからもう一つ
は、歴史的価値が高く保存の必要性が特に認めら
れる場合、これが第二項に規定をしておりま
す。この二つの場合には保存期間満了後もなお特
別に保存することといたしているわけでございま
す。

この規定を受けまして、歴史的価値に基づく特
別保存でございます。先ほどの二項保存と申して

おりますが、この特別保存につきましては、弁護
士会とか学術研究者等から要望がありました場合
には、事件簿または裁判原本等、保存簿の当該事
件の備考の箇所にそういう要望があったという旨
を記載いたしまして、特別保存決定の際に十分に
参酌する運用をしているところでございます。こ
のような運用に基づきまして、各庁において適切
な特別保存がなされているところでございます。

○千葉景子君 刑事の方もお聞きしておきたいと
思ふんですけれども、これは法律がございまして
て、刑事確定訴訟記録法というのに基づきまして
保存がされているというふうに承知をいたしてお
ります。これも民事と同様、これは検察庁の方で
記録を保存されるということになっておりますけ
れども、これも刑の重軽などによって保存期間が
定められている。それは法的に担保されているわ
けですが、これも保存期間を経過したものに
ては今どのようにしているでしょうか、ちよつ
と実情をお聞かせください。

○政府委員(松尾邦弘君) 刑事の確定した訴
訟記録の保管については、先生の今御説明にある
とおりでございます。この保管期間が満了いたし
ますと、原則として廃棄されるということになり
ます。

ただ、法務大臣は、保管記録等につきまして、
刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研
究の重要な参考資料であるときは、その保管期間
満了後これを刑事参考記録として保存する、こ
ういう規定になっておりまして、それに該当するも
のは検察庁に刑事参考記録として保存してござ
います。その保存した記録については、請求がありま
すと、学術研究等の必要性が認められる場合には
閲覧に供している、こういうことでございます。

○千葉景子君 そこで、細かいことはちよつと申
し上げられませんが、保存期間を考へますと、
五十年とかそれだけ確かにそれなりの長さがあ
るといえば長さがあるわけですが、やっ
ぱり今の長寿を考へますと、そこでもう基本的

要らなきや廃棄をされるという状況になっているわけですね、手続上は。ただ、今お話を伺ったように、特別な保存とか参考記録というような形で必要なものはそれ以降も保存できる仕組みもある。

ただ、法的に例えば民事の方は必ずしも法律に基づいているわけでもございませんし、それからさらに保存期間を過ぎてもどういう記録を保存するかということになりますと、それがどうやって決めるのか。それは、それぞれの担当があるいは大臣のもとへそういう申請があり、これは非常に重要なものだという御判断をされているんだと思うんですけども、やはりこの保存期間を過ぎたものをどうするかということについて、私もではどうするかという確たる結論を今持っているわけではありませんが、せっかくなので重要な歴史的なものを保存しようというふうな考え方もある。だとすれば、それをもう少し法的な裏づけあるいはその判断基準とか判断をするシステム、いろいろ多様な識者も含めてどういふものを社会全体の財産として保存していくかというふうなことを検討するシステム、そういうことが必要なんではないかというふうに思います。

それから、中にはそういう資料を保存しておく、保管する資料館のようなものをこの際検討したかどうかという意見も私も聞いております。その点について、大臣、率直にこういう実態をお聞きいただきまして、少し検討してみたいというふうなことはいかがなものでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 委員が今おっしゃられましたように、刑事については刑事確定訴訟記録法においてどういふものは何年というふうな決まっております。それはそれで一つの法律で決まっておりますのでこの面は一応整備されていると思うんですが、今御指摘のありました、ここは事務当局が書いてきた答弁にも書いてあるんですが、刑事法制及びその運用並びに犯罪の調査研究の重要な参考資料となる刑事参考記録については法務大臣が保存するものとしており、というんです

が、私はこれを保存していいか悪いかと聞かれたことはまだないのでございます。これが大臣決裁になっているかどうか、ちょっとよく調べてみます。これは例えば大臣が必ず決裁するとかいろいろやり方があると思いますが、また研究資料ということになると、それは弁護士の方とか学者の方とかの要請もあると思いますので、どういふことができるか、ちょっと検討してみたいと思います。

○千葉孝子君 私もどういふ知恵があるのか、ぜひまた大臣とも機会がありましたらお話をさせていたいただきたいというふうに思います。何か従前から資料が国立大学の方で保管をいただいていると、民事記録の方ですね、そういう経緯もあるようで、国立大学もそれを保管されていて、だんだんそれがふえていくということになりますので、これも限界があるだろうというふうに思います。そういう意味では、何らか知恵を働かせていく必要もあるんじゃないかと思ひますので、きょうはこの程度にとどめまして、ぜひ大臣にまた御検討方をお願いしておきたいというふうに思ひます。

○委員長(荒木清寛君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。
正午休憩

午後一時十二分開会

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○円より子君 円より子でございます。

まず、きょうは少年法の問題について大臣にお伺いしたいんですが、大臣は先日の法務委員会でも、少年法の改正問題について少年法の適用年齢のことについてお話しなさっていらっしや

いましたが、この適用年齢については幾つかの改正方法が可能かと思うんです。まず大臣は、例えば少年法の五十一條では、十八歳未満は刑の緩和ということで、死刑は無期刑、無期刑は十年以上十五年以下の懲役または禁錮という形になっておりますけれども、これを改正して十六歳、十七歳の少年も死刑、無期刑にするということもお考えなんでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 私は、今決まった考えを持っておりません。国会議員としては、それぞれ年齢を下げた方がいいとか下げない方がいいとか陳情をいただいたり、御意見もいただいておりますけれども、私がこの間も申し上げましたことは、少年法改正の議論というものが一般国民の間でいろいろ議論をされ、そうした要請が各国会議員のところにも多く寄せられるようになっていくことでもございますし、また昨今の大変な少年犯罪の増加の傾向、特に年少少年の犯罪の増加というところがございまして、これはやはり検討をするべき事項であらうということであつたわけでありまして、今御質問のように、何歳にしようとかそういうことを前もって考えているわけではございません。

○円より子君 それでは、この年齢といひまして、今私が申し上げたのは少年法第五十一條についてのことですが、もう一つ、少年法の二十條で検察官への送致、これは十六歳以上は送致できまされども、十六歳未満は送致できないということがあるんです。この場合、このことを改正して十四歳、十五歳の少年の送致の道を開くということも年齢についてのこれからの議論になってくるかと思ひます。また、もう一つは刑法四十一條、これで十四歳未満は罰しないという責任年齢のこのことを改正し、そしてあわせて例えば少年法二十條の逆送年齢も引き下げますと、場合によっては十二歳、十三歳の少年に対する刑事処分も可能というふうなことになるんです。

今、大臣は、個人的には年齢引き下げをどうするかと考えていらっしやらないとおっしゃいます

たが、十二歳、十三歳あたりのことも、一応年齢をというときには考えていらっしやるのかどうか、その辺だけちょっとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中村正三郎君) 私は、こういう極めて国民の生活に密着する、国民の人権に関係のあるような事柄については、特にやっぱり立法府、国会が御議論をして決めていくというのが一番いいという思想を国会議員として持っております。やはり国民の代表の立法府が法律をつくり、それを法務省、検察が行政担当者として執行していくわけですから、国会でお決めることがいいわけです。

ところが、今、日本では議院内閣制という制度をとっておりますから、完全な三権分立とはちょっと違った形態になっております。その中で、憲法六十五條、六十六條の、行政は、内閣は連帯して国会に対して責任を負うわけですから、そして国会から選ばれて大臣になって、その役所を総理すると書いてありますけれども、総理するわけですから、それは役所において立案する場合もあると思ひますが、立法府とよく相談して、こういうものを立案して、そして国会の御審議を願う、こういうものだと思っております。

○円より子君 前任の下橋本前法務大臣も、少年法に対する基本的な考えを随分きちんといろんなところでお述べになつていらっしやいます。では、今、国会に任せたいというふうにおっしゃつていますけれども、大臣自身の少年法に対する基本的な考え方、それから少年事件についてどう思つていらっしやるか、その基本的な考えをお述べいただけないでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 基本的には、こういう国民の生活に密接に関係する問題であり、国民の人権にもかかわることですから、国民の代表たる国会がお決めた方がいいという個人的には思っております。ただ、こう言いますと、すぐ議員立法にするんだとか政府でやるのかという御質問が来るものですから、今の議院内閣制のあり方に

ついでちよとお話をさせていただいたわけであり
ます。

その中で検討すべきことは、今の少年法は少年
の保護更生という観点から書かれていたわけでござ
います。やはりこれはいろいろな犯罪だとか安全
を侵すという観点から見れば、犯罪抑止というよ
うな面からの検討も必要なんじゃないかというこ
とも意見として実は与党には申し上げました。

また、今いろいろ年齢をおっしゃられましたけ
れども、年齢を引き下げること自体は二条の一
項でやれば一つ下がる。下げようと思つたら下
げることができる。二十条でも一つ、十四、十
五のところが変わる。そして、刑法の方の四
十一で変えられるということですから、それだ
けの法律を書きかえればそれは適用年齢は変わ
ってしまうわけですが、そういうようなことでは
ないだろうか。やはり極めて重要な問題だから、
心身の発達の状態とか教育とか精神医学とか心
理学の角度からの検討も必要じゃないか。

そして、今申し上げた二条の一項、二十条、四
十一は互いに非常に密接な関係がありますか
ら、そのどこをどうするということじゃなく
て、全体としてどうするということをお願い
したい。た方がいんじゃないかということ。ま
た、他の法制に与える影響はないかというよう
なことを審議していただけたらいいんじゃないか
と私は思っているわけでありまして、私自身が
今この年齢をこうしたいというようにな
ことを申し上げる自信は私にはございません。

○円より子君 残念ながら、今の大臣の御答弁か
らは、少年法やまた少年の保護育成、そうした
ものに対する基本的な考えは余りなくて、ただ議
論をしていただきたというふうには私には聞
こえなかったんです。

それから、先ほど石渡議員の御質問の答弁の中
でも、今もそうなんですが、国民の基本的な権
生活に大きなかわりがあることだと思っ
ちゃっていますけれども、ここから読み取れるの

も、どうも少年の立ち直りというもののよりも、一
般の人々のもちろん人権や生活も大事なんです
が、そちらの社会防衛の方を重視されているよう
に私には聞こえました。

アメリカでも、非行少年の保護とかそういうこ
とよりもっと厳罰に処すべきだという状況に
なってきました。どんどん厳罰主義に移行したこ
とによって、もちろんそれは社会防衛の方を重視
したからなんです。逆に犯罪少年の固定化が進
んだのではないかとこのことも言われております
けれども、少年法やまた少年審判の機能といま
すのには、司法機能と保護教育機能があつて、
その相互のバランスが大切で、少年院やまた
家裁の関係者にも随分お話しも聞きました。行か
せたいと思つたけれども、上手にバランスをと
りながら日本では機能してきたというふう
に思っています。

それで、一つ大臣が御心配なさっているのは、
少年犯罪がふえ、そして凶悪化して、人々の生活
が脅かされているのではないかとこのように今
おっしゃっていますが、私は、厳罰主義で科して
も少年犯罪が減ると思えません。ましてや、年
齢を下げてそれで少年犯罪が減ると思えるなら、
逆効果ではないかというぐらゐに思っているん
ですけれども、本当に少年犯罪が凶悪化したの
か、数字をちよと挙げていただきたいんです。
凶悪犯に関して結構です。

○政府委員(松尾邦弘君) 今、手元にその具体的
な数字を細かく分析した資料はございません。
全体的な傾向を申し上げますと、戦後、少年犯
罪については山が三つあつた、こう言われます。
戦後間もなく、あとは三十年代、四十年代、そ
れから平成七年からまた少年犯罪が、少年の特定
年齢の中に犯罪を犯した少年の比率、この人口比
で見ますと上昇に転じたということがございま
す。

その三つの山のそれぞれ特徴がございしますが、
最初の二山の方は、主として年少少年、十八歳、
十九歳というところの犯罪が増加した時期でござ

いました。最近では、どちらかといいますと、先
ほど大臣の説明の中にもありましたが、中間少年と
いいます十六、十七歳、あるいは年少少年と我々
言っております十四歳、十五歳、ここあたりの
少年犯罪が人口比にすると増加に転じているとい
うことがございます。

それから、その犯罪の内容を見ますと、特に年
少少年、中間少年でございしますが、強盗といつた
たぐいの非常に重大な犯罪といえますか。そうい
たものの比率、あるいはそういった犯罪をとつて
みた場合の伸び率といえますか、こういったもの
は比較的顕著であるというように言えるか
と思ひます。

具体的数字を申し上げますと、恐縮でござい
ますが、以上でございます。

○円より子君 少年犯罪はずつと減つておりまし
て、最近ちよとまたふえてきているというところ
で御心配なんだと思ひますが、例えば今強盗が
ふえているとおっしゃいましたが、ちよと警察
にお聞きしたいんですけれども、強盗の中で路上
強盗がふえているということ、おわかりになりま
すか。おわかりにならない。では結構です。

平成五年は強盗が七百十三件、平成九年は千六
百七十五件、確かに倍以上ふえているんです。こ
のほとんどが路上強盗というもので、かつては恐
喝罪で逮捕されているものなんですけれども、今
なせそれが恐喝じゃなくて強盗の項目に入ってい
るかといふと、私たち強盗というのを聞きま
すと、家の中に押し入つて、そして家族の人たち
を縛り上げて何か物をとっていくというようにイ
メージがあつて、強盗がふえているという、大
変だ、大変に凶悪になつてきていると思ふん
です。が、実は、そのほとんどは路上でカツアゲ
みたいな形で、おまえいい時計持っているな、ナイ
キの運動靴おれによこせみたいな、そんな形のも
あつて、じゃなせそれが恐喝ではなくて強盗なの
かといふことをちよと警察にお聞きしましたら、ナ
イフを使つたり刃物を持っているので強盗とい
う形になると。

その中で、じゃ実際に強盗の中で物をとつた
けじゃなくて相手にけがをさせたのかという形
で聞きますと、これは、平成五年から六年では一
七・八%ふえておりますけれども、逆に六年から
七年ではマイナスで減つていふんですね。そし
て、残念ながら、その後、平成八年には七年度よ
りも三〇%もふえ、そしてまた八年度よりも九
年度は六〇%もふえている。

確かに、ここで人を害するということが出てき
ているんですが、これは実は去年は神戸での事件
もありました。その後、学校の女教師を子供がバ
タフライナイフで殺してしまつたという残念なこ
とも痛ましい事件もありました。その中で、バタフ
ライナイフということがマスコミで大変取り上げ
られまして、ちよと格好いいな、持つてみたい
という子供たちもいたのではないかと私は思つて
います。

そういうふうな状況下で昨年急激にふえました
けれども、これはことしどうなのか、来年どうな
のかというのをちよと見て、本当に強盗の中の
強盗傷人という形の事件がふえるのかどうか、そ
の辺も見ないと、本当に凶悪犯がふえているとい
うふうには思えない。それだけで年齢を下げたり
少年法を変えようということは早計に過ぎるの
ではないかという気がするんです。強盗だけじゃあ
りません。殺人についても、八年から九年は逆に一
割減つております。

そういう状況を見ますと、どうもマスコミ等で
凶悪な少年事件がふえ始めているということが言
われ過ぎる、そういう傾向があるのかと考え、
それにすぐに乗つて少年法を変えて厳罰に処する
ということはいいか、なにか、ぜひとも慎重に
やっていたきたい、私は、その数字のマジック
ということも気にかけるがらやっていたきたい
と考えております。

それからもう一つ、少年審判制度のあり方が問
われている背景には、事実認定の困難さという
ものがあると思ふんです。
これは、日弁連等の法曹三者による少年審判に

関する意見交換会の中でも出てきていることですけれども、非行事実を認定するのに多くの困難を伴うと見られる重大事件の審判結果がマスコミに大きく取り上げられ、そして少年審判における事実認定が問題になってきた、社会的な耳目を集めてきた、こういう背景が今回の少年法改正の後ろにあると思います。

これについて、もちろん最高裁やいろいろ立場によって御意見は違ふんですけれども、非行事実の認定の困難さについては、日弁連は、その根本原因は捜査にあると言っているんですけれども、私も、いろんな少年事件で、例えば今言ったような路上強盗とかそういうもので捕まった子供たち、そして警察で二日間取り調べを受ける、そういったときに立ち会って、その後の家裁の審判にも立ち会っている弁護士さんたちから御意見をいろいろ聞かせていただいたんですが、防衛力の弱い少年の特性もありますし、それから捜査機関の少年の人権無視、軽視、自白偏重、令状発付や証拠の洗ひ直しに関する裁判所のチェックの甘さ、付添人がほとんど選任されていない、こういったことがあって、子供の最善の利益とか子供の参加、適正手続において問題が出てきているのではないかと。また、捜査に自白偏重とかそういうものがある、子供の意見表明権が十分に保障されていないんじゃないか。

よく、被害者の人権が全く守られていないのに加害者の人権ばかりが守られている、少年であつてもっと厳罰に処すべきだという、被害者の人権というところからこの少年法の改正問題が出てきているかと思うんですけれども、後で被害者の人権救済については質問させていただきますが、まず加害者と言われる、被疑者になった少年たちの人権も、どうもこの日本では余り尊重されていないんじゃないかなという気がするんです。

警察にちよつとお伺いいたします。まず、どうも強盗を働いたのではないかという被疑者が逮捕されるというか、警察で取り調べを受けるというときに、この二日間で黙秘権とか弁護士がつけられるんですよといったことはきちんと少年に告知されるんでしょうか。

○説明員(村上徳光君) お答えを申し上げます。少年事件捜査に当たりましたは、少年の健全育成の精神を持ちまして少年の特性に十分に配慮しながら行うこととしております。

御指摘の点につきましても、供述拒否権等の告知の際には少年にもその内容がよく理解できるように取り調べ官の言動には十分な配慮をしているところでございます。

○円より子君 子供たちのわかりやすい言葉でしゃべっているんでしょうか。

○説明員(村上徳光君) 一線におきましては、ただいま申し上げましたように当該被疑少年が理解できるようなわかりやすい言葉で供述拒否権または弁護人の選任権等について説明をしております。

○円より子君 大人でもそうなんですけれども、日本人というのはなかなか自分の権利を守るのが下手でございまして、子供たちが捕まってしまう、警察に呼ばれた、周りじゅうおまえは何か悪いことをしたんじゃないかといううな人たちがいる中で、きちんと弁護士をつけるまで話さなかったっていいんだよとか言つてあげたときに、じゃあ弁護士ってどうやってつけるんですかと、そのお金はどうするんですかと聞き返せる子はそんなに多くないと思うんです。そういうときはどういうふうに言うていらっしゃるんですか。

○説明員(村上徳光君) 先ほど申し上げましたように、少年から質問があれば質問に対して答えまして、被疑者となった少年にはこういうような権利があるんだということを、私のままの言葉では申し上げませんけれども、少年にわかりやすく説明するように現場には指示しているところでございます。

○円より子君 家裁へ行くまでは成人の刑事手続と同じことですから、身柄を拘束された人はいつでも弁護人の援助を受ける権利があります

ね。そういうときに、当番弁護士を呼んでくださいと言ったり、それを知っている少年は少ないわけ、それを丁寧に教えられても、付添人というのが家裁でも本当ついていないんですけれども、その取り調べのときに弁護士がついている件数、パーセンテージ、どのくらいあるんでしょうか。

○説明員(村上徳光君) 取り調べのときは弁護士がそこに付き添っていることはほとんどありません。

警察といたしましては、例えば現に少年を伴つて警察にいられた保護者の方があるような場合、こういう場合には少年に無用の緊張を与えることを避け、あるいは事後の健全育成についての協力をお願いするという趣旨から、やむを得ない場合を除いては当該保護者等に立ち会っていただくなど個別の事案に応じ保護者の方などの立ち会いに対する配慮をしているところでございます。

○円より子君 じゃ、ほとんど保護者が立ち会っているんでしょうか。

○説明員(村上徳光君) ケース・バイ・ケースでございまして、保護者の方で立ち会いをしたいといった場合等について、また保護者の方に警察の取り調べの方で立ち会いをなさいますかというところをされているところでございます。

○円より子君 緩瀬事件のような場合には親が会いたいと言つても会わせてもらえなかった、そもそもこれは親の問題でもありまして、そもそもこういった非行に走っている子供に対して、もう親の方が手をやいているというケースも残念ながらあると思うんです。

そうすると、親が付添人、弁護士を頼むということをしちんとしてくれなかったり、先ほど大臣が司法へのアクセスが日本ではなかなかしにくいというところもございまして、いざというときに、実際に成人でも弁護士の知り合いがいる人は少ないです、弁護士をつけるということが物事を大ごとにしてしまふのではないかとすら考える方が多くて、できれば警察や裁判所の厄介に一生なりた

くないという人の方が日本では残念ながら多い。もちろんその方がいいのかもしれないけれども、それもその方がいいのかもしれないという考え方があるから余計弁護士さんをすぐつけるということができないのかもしれないけれども、二日間の勾留でどうなるんだよとか、そういう話も全部していらつしゃるのかどうか。

それから、子どもの権利条約で、留置する場合に成人と分けなければいけないと規定されていますが、これは成人房と少年房にきちんと分かれているのかどうか。また、よく言われている留置場、つまり代用監獄ですけれども、そういったものにもう一日検察庁には行かずに勾留される、その後どうなるのか。そういったあたりの説明はきちんと子供たちになさっているんでしょうか。

○説明員(村上徳光君) 被疑少年に対しましては、その扱いにつきまして、十分と云えるかどうかはわかりませんが、なるべく本人にわかるように説明をしているところでございます。また少年と成人の房につきましては分けております。

○円より子君 大臣は、家裁での少年事件の審判のときに付添人というのがきちんと子供たちについていることを御存じでしょうか、それとも付添人をつけられるシステムがあることは御存じでしょうか。

○国務大臣(中村三郎君) 細かい手続については存じません。

○円より子君 残念ながら、私も調べさせていただいてからわかったんですけれども、少年事件では一・五三しか専門家の付添人がついていないんです、専門家がなくてもなんですが、それで、凶悪犯と言われている殺人ですが、五八・五四%、強盗で二五・二五%、強姦で三五・七六、放火で一五・二二というような状況でござい

ます。裁判のような形態で検察官がいてという形ではもちろん少年審判はないんですけれども、そういう中に少年たちが弁護士もなしできちんと自分の

主張が言えるのかどうか、意見表明できるのかどうか、大変私は疑問に思います。できれば警察のまず警察活動要綱の中で少年の保護者の立ち会いを保障し、自白偏重や代用監獄の使用をやめるということ、また検察官による警察の捜査のチェック、裁判官による捜査のチェック等が厳格になされるべきであること、そして今言いましたような、捜査、審判を通じて少年が弁護人や付添人の援助を受ける権利を実質的に保障するような国選弁護人制度を、成人の場合は刑事事件にはあるわけですが、早急に検討し確立する必要があるのではないかと思いますが、少年法の年齢引き下げ等の以前にこのことが大事なのではないかと思うのです。大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中村正三郎君) それは今、以前とか以後とかいうことでなくて、少年審判手続の事実認定のあり方について審議をしているわけです。その中で当然議論をされてくる問題だと思えます。

委員の御意見は御意見として承りますけれども、現実問題としてはいろいろ問題があるようでごさいます。年間二十万の少年が家庭裁判所に送られてくるというような数の中で、窃盗等の軽微な事件であってもそのすべてに弁護士、弁護士たる付添人をつけるということが現実的かどうかという議論もあると思います。

いずれにいたしましても、今審議をしておりますので、その審議の結果を待って、具体的な法律にするときはそれがどうなるかということになってくるわけでごさいます。弁護士をつけるからといってそれがすぐ国選弁護人ということになるのかどうかということもちょっと疑問に思えます。

○円より子君 確かに少年事件が多くてとても手が回らない、そういうふうには大臣はおっしゃっていますけれども、例えば訓戒指導などの教育的な措置で終わらせる審判不開始決定とか、それから審判を開いても少年院などには送らない不処分決定が七割強を占めておりますから、それほど弁護士

士が必要な事件というのは数はないわけですね。そういう中の特に凶悪犯と言われている事件に関して二七・四〇%の付添人しかついていないという事実を重く見ていただきたいと思います。ですから、これから検討するからということではなくて、ぜひとも大臣に、少年というのは、被害者であつても被害者の方であつても同じようにまだまだ親や社会や司法やさまざまなかわる人たちの配慮によって立ち直っていく可能性というのが十分あると私は思いますので、ぜひともそういったこれからの未来を背負う子供たちのために配慮をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(中村正三郎君) まさにその事実認定手続のこの審議をしているわけでごさいます。今、委員の御意見は御意見として伺って、この中にも法制審議会にメンバーで出ている人がおられますので、それでこれは前大臣が法制審議会に諮問しておりますので、そういう中で、当然議員のような御意見があつたということは皆頭に入れて審議にかかると思えます。

○円より子君 それでは次に、今、私は被害者とか加害者の側の少年の人権についてお伺いし、またその子たちを何とか更生させるための少年法であつてほしい、そして少年法が厳罰主義に陥らないで、なおかつ子供たちの非行を減らしていく方法を皆さんで英知を集めて、法曹三者だけでなく教育関係者、児童福祉関係者、さまざまな方たちと審議していただきたいということがあつてお話をいたしましたけれども、今度は被害者の側の救済ということについてお伺いしたいと思います。

まず、昨年、神戸の中学生による小学生連続殺傷事件がございまして、医療少年院送致になったその加害者の少年の検事調査とされる供述内容が月刊誌に掲載されたことで、少年のプライバシーの保護ももちろん問題ですが、被害者への配慮もあれは大変欠けていたと思われまふ。被害者の御家族がもう大変つらい思いをなさつた。こういう事件で、そのときの法務大臣、また

法務省が月刊誌を出している会社に警告をなさいましたけれども、そのときに、法的措置も検討するとおっしゃっているんですが、その後この法的措置というのは何か検討が進みましたか。

○政府委員(横山隆雄君) お答えいたします。マスコミの少年事件に関する行き過ぎた報道によりまして関係者の人権が侵害されたこと認められる場合には、法務省は、人権擁護機関として当該報道機関等に対し反省と再発防止を求める勧告を行うなどの処置を講じてきたところであります。しかしながら、勧告等には法的効力がなく、果たしてこのような現行の救済制度で十分であるのかどうかという問題のあるところであります。

人権擁護推進審議会におきましては、現在、衆議院、参議院の各法務委員会の附帯決議を踏まえまして、人権教育啓発施策についての調査、審議を中心に行っているところであります。マスコミの少年事件に関する報道等が問題になっております。現下の情勢などにかんがみ、被害者救済施策につきましても、その円滑かつ効果的な調査、審議に資するため、審議会に人権救済制度検討準備委員会が設置され、人権救済制度に関する資料の収集、整理を進めるなど、その検討準備がなされているところであります。

こうした検討準備をもとに、今後審議会におきましては被害者救済施策についての審議が進められるものと承知しておりますが、その答申等も踏まえて、勧告等の現行の救済制度で十分であるのかどうか、法的措置の必要性も含めて今後具体的に検討してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○円より子君 被害者または被害者の家族にとつては、真相もその背景もわからなくて、ただ怒りと悔しさと悲しみの中に突き落とされる、そういう人たちに本当にどう配慮していくかというのはとても大きな問題だと思ひます。

そういう中で、少年事件等に関しては特に審判に被害者の家族なりが傍聴とか立ち会ふとかということができないかとか、また審判内容を公開し

てもらえないかとか、そういった御意見も随分出てきておりますけれども、これを少年事件に関しただけではなくて、被害者の立場の方たちや、今裁判がどうなっているのか、また警察の取り調べがどうなっているのか、そういうことに関して皆さん知りたいという要望は大変最近強くなっていると思ひます。

この被害者等通知制度というのが今広がっているところでありまして、この辺についてどの程度これから、指針が必要と法務省も言っているし、またイギリス等ではこんな通知だけではなくて被害者憲章というものがもう制定されておまして、被害者の保護というのは国家の責務だと考えているんですが、このあたりについて、今の被害者通知制度の実態をお話しいただけませんでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 最近の交通事故の被害に遭つた少年の關係、単君事件と言つておりますが、それを契機にしまして、委員お尋ねのような被害者あるいは被害者の家族に対するケアはどうなっているのか、その中で特に事件がどうなっているのかについての通知はどうなっているんだらうかという御疑問が非常に強くなつてきておまして、それに対しては、検察におきましても、そういった社会における関心あるいは批判を率直に受けとめまして、被害者通知制度を今整備しているところでございます。

従来何もやっていなかったということではございませんで、検察当局におきましても、従来から、交通事故に関する業務上過失致死傷事件につきましては、検察官が相当と認める場合には被害者等に対していろいろな方法で刑事事件の処分結果等を知らせてきたところであります。

また、これは全国に五十ある地方検察庁で若干その対応が異なるわけですが、犯罪被害者に対する配慮からも処分結果等を通知する被害者通知制度をかなりの方で導入してきております。現在のところ、五十庁のうち三十七庁でこの制度が実施されているということでございます。

単君事件を契機にしまして、この被害者通知制度につきましてももう少し制度的に整備をする必要があるだろう。それから、全国的にも多少その地域的特色なりなんなりでその差があるというところはあるかも知れませんが、それにしまして基本的なところはそれほど差がある制度もまたおかしいわけではございまして、そうしたことに留意しながら、今最高検察庁を中心にしてこの制度の全国的にある程度の統一がとれたものを導入すべく鋭意検討中というところでございまして。

○円より子君 ありがとうございます。

同じような被害者の中に、特に性的な被害者である女性たちは、警察でその強姦されたことの話をして、そしてまた裁判所で話すというようなことで、二次的にまたセカンドレイプですとかサードレイプだとか、そういうふうになされていくのがとてもつらいというふうなおっしゃって、告訴もしない、警察にも訴えない、そういうケースが今まで大変多かったように思うんです。裁判所では、例えば実名が出てしまうので嫌だとかで告訴をしないとかというようなケースもあったりします。そういう犯罪の被害者に対する運用面でどういった配慮をしていらっしゃるのか、また、これからその辺の検討をどうなさるか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(白木勇君) お答え申し上げます。

犯罪の被害者の立場は、被害に遭っただけでも大変つらく悲しいものがございますのに、さらに裁判の場で被害の模様を微に入り細にわたり尋問を受けることがございますために、ますます苦痛を受けることになると思われております。そういった被害者の立場を考えますとき、できる限り苦痛を和らげるような配慮が裁判所にも望まれますことは裁判官たる者ひとしく承知をいたしているところでございます。

ただ他方、裁判を受ける立場の被告人につきましても、例えば公開の裁判を受ける権利あるいは証人尋問の権利というものが憲法上保障されてお

りますので、なかなか難しい問題となるわけでございます。

両者を両立させるべく実務におきましてはいろんな工夫がなされているところでございまして。例えば性的犯罪の被害者の場合には、一定の要件のもとに憲法の規定に基づきまして非公開とすることができるとございまして。そういう形で保護をするというところがもう既に憲法上予定されているわけではございますが、ただこの場合、先ほど申し上げましたように一方では公開裁判という要請がございまして、その証人尋問の初めからすべてを公開禁止にするというわけにはまいりませんで、まさにその犯罪行為そのもの、あるいはそれに近い尋問のところから公開を禁止するというような扱いになります。その意味では若干不十分ということになるかも知れません。

そこで、もっと完全な形で申しますか、被害者の保護を図るために、一定の要件がある場合には公判期日外に裁判所外で証人尋問を行うことができるという刑事訴訟法の規定を活用いたし、公判期日外に証人の住所に近い最寄りの簡易裁判所などで非公開のもとに例えば性的犯罪の被害者であるとか年少の証人の尋問をするということが考えられまして、これは現実によく行われているところではございます。ただ、こういった配慮ができるためには弁護士の理解と協力が欠かせないところでございます。

それから、いろいろございしますが、細かいところでは、例えば証人が被告人であるとかあるいは特定の傍聴人の前では供述しにくいという事情があります場合には、証人尋問の間その者を一時退廷させるということがございますので、そういった規定を活用することも行われておりますし、それから尋問の場合に被害者の住所が加害者側に知れないように、例えば証人尋問のときには被害者の住所をあらえて言わせないとかというような配慮も日常的に行われております。ただ、この場合も弁護人としては被害者の捜査段階における供述調書を閲覧しておりますので、弁護人についてまで被害者の住所を秘匿するということは現実問題として困難でございますまして、この点は弁護士の良識にまづほかないということが現実でございまして。

従来から、性犯罪の被害者であるとか、あるいは年少者が証人であるような場合には、裁判所としてもいろいろ運用上の配慮をしてきたところではございますが、委員仰せのとおり、今後とも被告人の防御権にも配慮しつつ被害者の保護を徹底していかなければならないと考えております。

以上でございまして。

○円より子君 さまざまに今後とも配慮をしていただきたいと思っております。

それと、性的な犯罪の被害者だけではなくて、例えば突然交通事故で子供を失った方の悲しみとか苦しみとか、そういったものや被害者の側、被害者の家族の側のサポートシステムというのが日本は本当に欠けているのではないかなという気がするんです。例えばアメリカでは犯罪被害者のサポートセンターが千以上もあると聞いております。大変手厚い体制ですが、日本でもやっていたらいい私の知り合いは、日本で本当に専門家がやっていると聞くと二、三カ所ですけれども人的にも資金的にも間に合わないという状況があると言っていました。

そこで、例えば警察の方で神奈川や大阪等で随分性的な被害者に対する相談のホットラインとかそういうのが手厚くなり、また被害者の側に資金を提供するような形も始められておりますけれども、とてもそれだけでは足りないのではないかと、こういったところがあるんだが、今警察側のサポートシステムはどのようになっているかと申しますか。

○説明員(五十嵐忠行君) お答え申し上げます。

性犯罪捜査における被害者からの事情聴取等そういった捜査のことでございまして、被害者の尊厳を傷つけずに精神的な被害とかあるいは負担をかけないということが必要であることは申すまでもないわけではございまして、女性警察官というものはそういった面で被害者の精神的な負担を和らげるためにはその活用が非常に不可欠だというふう

に考えております。このため、現在、全国で約千九百人に上る女性警察官を性犯罪捜査、事情聴取等に活用している状況でございます。

また、具体的な運用面では、例えば大阪府警察とか神奈川県警察などにおきましては、性犯罪捜査指導係に登用した女性警察官をチームとして運用して成果を上げていますとか、あるいは警察本部、警察署に配置されております女性警察官を効果的に運用して、被害者に配慮した実効性のある性犯罪捜査を推進しているという状況でござい

ます。

○円より子君 今後、警察の事情聴取等にかかわる方々、それから裁判所、弁護士さん、すべて法曹界等もそうなんですが、そういう方たちも含めて相談にきちんと乗れる、そしていやりができるような人たちがふやしていく教育と、それから本当に被害者の支援、サポート、そういうことにもう少し公的機関がかかわり援助していく支援システムを早急に打ち立て、また予算もそこに投入していただきたいなと思っておりますが、被害者の人権を守る側、家族の苦しみや和らげる、そういったことに對して、法務大臣、少し御意見があればお願いいたします。

○国務大臣(中村正三郎君) すべて先ほどから御議論があつていまして、いろいろ裁判所、警察がお答えになっておりましたけれども、こうした国民の人権にかかわることは、やはり役所におまえたちどうするんだと言われてもなかなか答えられない部分があるかと思うんです。

それで、今の被害者をどう救済するかということですが、そうなりますと被害者の方、これは阪神大震災のときの災害でも論じられたことですが、そういう例えばつじ切り強盗に遭ったとかいような被害を受けた方の損害をどこまで国民がお互いに助けていくんだ、税金が投入できるんだという基本的な問題にぶつかると思うんです。そういったところをこころすべきだという御指示をいただけるのは私は国会しかないと考えているんですよ。それを役所に言われてもなかなか難しい。予

算を投入しろと言われても、予算は国会の御承認がなければできないわけですね。そして、先ほどの法律扶助制度みたいな裁判を受ける権利というのが憲法で明示されておらず、それはそれなりの予算を投入するバックがある。そして、それじゃ皆さん犯罪を受けて被害に遭った方を救済するということ、それは国民の基本的な権利だから全部税金でやるのかといういろいろな深い御議論があるところじゃないかと思うんです。

そういう中で、今御指摘ありましたようなことを踏まえまして、私どもとしては行政の範囲でやり得ることを一生懸命やるというところだと思ひまして、そういうことが先ほどから警察なり裁判所でお答えになっている内容になると。法務省としても、できる範囲で一生懸命人命救済等に当たる、こういうことだと思ひます。

○円より子君 法務大臣として、被害者の側の人権が今まで日本では本当に法務省も裁判所もすべて含めてどちらかというとそこへの法整備が私は希薄だったと思ひますので、ぜひそれをやっていきたいというふうにおっしゃっていただきたくったんですが、ちょっとそれはもう終わりにいたしまして、一言最後に大臣にお聞きしたいことがあるんです。

大臣の何代前でしようね、随分法務大臣がかわられるんですが、長尾立子法務大臣のときなんですけれども、その間に松浦先生がいて下稲葉先生がいて、もう三代以上前になってしまいましたが、そのときに法制審から民法改正の答申がございまして、それを長尾さんがお受けになったんですね。そのとき私の質問で、こういう女性たちが働くのが当たり前になり、そしてそういう中で社会の要請、時代の流れ、さまざまな変化の中で、女性たちが働きやすい状況、また女性の権利の一つとして民法改正の中の別姓の問題とか、それから子供たちの人権として嫡出子と非嫡出子の差別が解消されるのか、そういった民法改正の答申を受けたことは大変名誉に思ひますというふうな御答弁をなさったんです。すぐさま、これは法務省の責任ではなく国会の方の側なんですけれども、この法案が通るように尽力したいというふうなお言葉があったんですけれども、この民法改正について法務大臣にもぜひ今後積極的に努力していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

とおっしゃったのは法務大臣なんですよ。そして、そこから出てきた答申を何とか国会に上程してそして議論をしてほしいとおっしゃるのはあなただんなですよ。ちょっとそこを間違えないでいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中村正三郎君) 私のときの答申じゃないものですから私がかかわっていませんけれども、それはよく調べてみます。そして、どういふふうに対応するか考えてみようと思ひます。

○大森礼子君 公明の大森礼子です。きょうの議論を聞いておりましたが、少年法をめぐることにしても、何かわかったようでわからない。国会を非常に大事にしてくださっているというのにはありがたいのですが、国会議員はオールマイティーな人間ではないということも事実でございます。

先ほど、田委員の終わりに、役所に聞くよりも国会で論議した方がいいというふうにおっしゃるんですけれども、じゃ議員立法が一番いいのかというところでもありませんで、特に刑罰を伴うような議員立法、ひいては非常にたくさんございまして、余りほかの法案を批判したくないんですけれども、今児童ポルノ法案というのが出ております。私も見ましたけれども、刑罰に関する規定が多くあります。構成要件とか非常に不明確でありますし、国外犯処罰なんかもどうやってこれを実践するのかなというのがあります。

やはり大事なことのほうはもう国会で最終的に決めるわけですから、知らないこともあるわけですから、大事なことは現場の意見、専門家の意見というものを十分反映できるシステムが大事なのではないかなというふうに思ひます。国会を大事にしたいのでありがとうございまして、それはお礼申し上げます。

この少年法の改正案をめぐって石渡先生も聞きになって、大臣も予算委員会の方でも公明の高野委員の質問に答えたりされているんですが、余りよくわからない。

端的にお尋ねいたします。少年法改正案は次期通常国会に提出予定と考えてよろしいわけですね。それで、その中には年齢の部分が含まれるのか含まれないのか、いかがでしょうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 今、法制審議会に諮問いたしました部分については次期通常国会に間に合うペースで案がつくれるんじゃないかと思ひております。

そして、年齢の問題につきましては、これは今与党と御相談を始めたところでございまして、これをいつまでに完成させるとか、いつまでに出すということは、時限を区切ったようなやり方で考へてはおりません。ただ、少年法に関する国民の関心は非常に高いわけですから、それについては法改正のときに一緒に提案できればいいと思ひますが、それをやるんだという日にちを区切って検討を始めているということではございません。

○大森礼子君 そうしますと、その年齢の部分、間に合えば出すということもわかりませんけれども、年齢の部分については法務省の方から出すとか、そういう準備作業は進めていないということでございますか。

○国務大臣(中村正三郎君) 法務省としては昔から部内では検討はずっと続いてきたことだと思ひます。思ひますが、今、大臣にきたことから法務省に示しました私の方針は、例えば家庭裁判所のあり方、事実認定手続のあり方、こうした非常に技術的な部分、また何と申しましようか、もう既に前大臣が諮問をしている部分、こういうものについては、先ほどからいろいろ御議論があらましますように、検察官がどういふふうにかかわるか、また弁護士がどういふふうにかかわるか、また裁判のやり方がどうかということで、これは審議会にいろいろ御検討いただくにふさわしい問題じゃないかというふうに考へるわけでございますけれども、適用年齢をどうするかということ、これはなかなか法理論ではないと思ひます。そこで、やっぱり教育の面とか心理の面とか、いろいろなことがあると思ひますけれども、こ

ういう国民の重大関心事でありなおかつ基本的な人権にもかかわる重要な問題は私はやはり国会でお決めいただくのがいいと思ひまして、なかなか与党で御審議をいただきたいということとで与党と連絡をとったわけでございます。

○大森礼子君 今、年齢の問題については法理論ではないというふうにおっしゃったんですかね、大臣。うなずいておられる。そうですね。

○国務大臣(中村正三郎君) 法理論というのは法技術論ではないということでございます。だから、法律をどういうふうに組み立てるかという議論ではなくて、どうしてこの年齢がこういう年齢であるか、そしてその年齢がどういう年齢であるべきかというようなことは、法の技術論ではないと思うわけでございます。

○大森礼子君 まさに法技術論ではないと。審判のあり方等についてはいわば手続法の問題であります。この少年の刑事責任能力といいますが、十四歳、これはいわば実体法の問題であります。それで、これについては非常に重要な問題といえ、そのとおりなんです。重要なんだから逆に専門家、学識経験者の意見とか現場の方の意見を十分聞くべきではないかなというふうに私は思うんです。

昨年神戸の小学生殺害事件というのが起こりました。それをきっかけとして少年法改正論議が強くなる。ああいう残虐な犯罪というのは犯しても刑事処罰を受けないのはおかしいではないか、少年院送りでとどまるのはおかしいのではないかと、こういう論議であつたと思ひます。それから改正の動きがあつたわけなんですけれども、前の大臣であります下橋本法務大臣は、審判等の手続の部分の改正にとどめて、その部分を法制審議会の方の諮問にかけられたわけです。法務省の方も、その当時の新聞報道によりますと、年齢をいじくるべきではない、こういう判断であつたと思ひます。

そうしますと、大臣先ほどおっしゃいましたけれども、少年審判のあり方については法制審議会

にかけているから問もなく答申があるでしょう、年齢については法制審議会に諮問されなかったの、で今回与党の方というふうにおっしゃったわけですから、これは下橋本法務大臣のときのことなんですから、これはなぜ諮問をしなかったのか、こういうことはどうしようとお考えになりますか。

○国務大臣(中村正三郎君) 法制審議会は法務省の行政機関でありますから、そこに諮問をするかしないかというのにはやはり大臣の私が見るべきだと思ひます。

○大森礼子君 そうしますと、前の大臣も考えられてそういう対応をされた。それで予算委員会の方でも私が決めることなんだとおっしゃる。そうしたら、諮問するかどうかというこの基準は一体何なんですか。

○国務大臣(中村正三郎君) これは政府の中にあるそれぞれの審議会と同じことでありまして、法律ではございせんが、政令で定められている審議会、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な問題、事項について法務大臣の諮問に依つて審議をするという機関でありますから、それは法務大臣が必要と認めたとき諮問をするものです。

○大森礼子君 そうすると、何でも大臣がと、そのようにとらせていただきます、審議会の答申にしましても、その方がやりやすいと思ひます。それから、先ほど議院内閣制の方から国民の論議、国会の論議というふうにおっしゃるわけですが、重要な部分は、国会の論議はいいんですけれども、そこで与党の中での議論を尊重されたとおっしゃるわけですね。何で野党の方には言っていないんですか。

と申しますのは、この法務関係といひますのはまさに人権擁護、人権に関係するところでございます。これは少数者の保護ということをやつぱり考えていかなきゃいけないわけですね。だから、多数だから与党というんじゃなくて、人権問題というのは党派を超えてひとしくみんなが考え

なくてはいけないことなわけでありまして、国会の論議というのであれば野党にも言つてくだされません。何で与党だけなんですか。

○国務大臣(中村正三郎君) それはけさもお答えさせていたように、今、議院内閣制の中で責任を持つ与党があるわけですから与党と御相談するわけですが、国会の論議でありますからこれから野党の方々に加わつていただきたいというのが僕らの希望であります。

ただ、そこをどういうふうに通ぶかということとは与党のこれからおやりになることでありますから、どうしようというふうなことは私も申し上げがたいわけでありまして、今、ここでもつてこうして御議論いただくことも、野党の方の御議論をいただく、そしてそういったものはしかと私どもの頭の中に入れていくわけですから、そういう御議論もいただいていた方がいいと思ひます。

そして、与党がこれからどう議論を進めていくかということ、先ほどから申し上げますように、与党だけではこういうような今の国会の構成から見ても法律ができる時代でもないし、しかも金融問題、こういう問題もすべてしかりですが、やっぱり国民のコンセンサスというのが重要な時代でありますから、当然野党の方といひん御意見を伺う機会をつくつていかれるのではないかと思つております。

○大森礼子君 それから最初に、内閣に司法制度審議会のようなものを置くとか、こういうこともおっしゃつたわけなんですけれども、一方で国会の論議の中であるべき司法制度をつくつていかなければならないとおっしゃるわけですね。こういうことをしようと思つたら、司法制度といひのが非常に大きな問題ですから、一つの調査会をつくつて、与野党交えて十分議論する、むしろこういう方法の方がいいのではないと思ひますが、答弁は要りません。

それから、大臣の御答弁で非常に評価している部分もあるわけでありまして、裁判を受ける権利

は憲法上の権利であると。それで、法律扶助との関係につきまして、裁判を受ける権利というのは憲法の要請であるから税金でそういう方を援助しなくてはいけないとおっしゃつた。もう全くそのとおりであります。

ところで、この裁判を受ける権利というのは憲法第三十二条に規定してありまして、その前三十一条がいわゆる法定手続の保障、デュープロセスです。そして、三十三条以降から刑事手続の中における人権の保障規定が置かれていくわけであり

ます。この規定の位置からも、やっぱり刑事事件というものにおいては裁判を受ける権利が保障されてはいけない、そしてその裁判というのは公平かつ公正なものでなくてはならないということになると思ふんです。

ところで、当番弁護士制度といひのが今ありますけれども、これは身柄拘束を受けた場合に、弁護士会の方が弁護士をとりあえず派遣してその身柄拘束された人に接見する、こういう制度でござい

ます。私は、検事時代から実はこの制度を非常に評価してあります。と申しますのは、犯罪、やつことはやつたこととしてこれは捜査すればいいわけですが、身柄を拘束された場合に、その人の気持ちになつてみますと、刑事訴訟法なんか詳しい人は少ないと思ひますから、これから自分がどういふ手続に乗つていくのか、そしてどういふ権利を主張できるのか、これは捜査段階から十分その被疑者に防衛ならしめるために必要なのであります。そして、こういう場合に弁護士を派遣するといひことは、これは裁判になつた場合でも、当事者主義構造の裁判のもとでも被告人の防衛を十全ならしめるというので非常に大事な制度であると思ふ

んです。この当番弁護士制度そのものは身柄拘束を受けた者の人権保障に非常に役立つものであると思ひます。この点につきまして、大臣はこの当番弁護士制度をいかに評価しておられるか。そ

これは、刑法の例でも責任主義というのを貫いているわけですから、これだけの能力を持っている年齢というのを一律に決める場合に一体どこが

します。これは刑事訴訟法百九十八条三、四項に
 閲覧または読み聞けの規定がありますけれども、
 これはいわゆる調書の正確性を担保する規定だと

取り調べの時間そのものも数倍かかる、こう言われておりますが、中でも問題なのは、先生御指摘の通訳の正確性をどう担保するか。それと同時に

あるわけではございませんので、大変悩みの多いところでございます。そのところはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○大森礼子君 供述調書の体裁といいますが、それ自体についていいますと、通訳の正確性を担保するものはないと私は言い切っていないんじゃないかと思うんです。

例えば、相手の立場に身を置くと非常によくわかるわけで、自分が外国で何かちょっと悪さをし
て逮捕された、そして通訳がつく。それで、調書
ができたからこれに署名しなさいと言われる。と
ころが、原文が何が書いてあるかがわからなくて
通訳を信ずるしかないわけですね。その通訳とい
うものがその国でちゃんと資格がある公的な存在
かどうかによって違うと思うんです。そうでない
としたら、どこのおじさん、おばさんを連れてき
たかわからない、それは捜査側の人間である。ど
んなふうにもとの調書に書かれているかわからな
いのに、その通訳を信用して署名しろというの
は、これは非常にやっぱり不安なことではないか
なと思うんですね。不安があるところには当然争
いも生ずるわけであります。

この調書の体裁の問題から入りましたのは、こ
ういふ問題をクリアする一つの方法が、司法通訳
については資格認定制度とかちゃんとした教育と
か法制度として確立すべきではないかと、これを
申し上げたいわけです。

例えば、通訳に今外部の方をお願いするわけなんですけれども、警察官の通訳でありましたならば意識してその取り調べ状況とかを記憶しますし、また手控えメモとかも残して将来の証人尋問に備えることができますけれども、否認事件では普通に警察官でない通訳を使います。民間の方ですと証人出廷というのは予期せぬ出来事の場合もあるわけなんです。

ちよ、と話がそれるんですが、法務省刑事局の方で「捜査と通訳」という小冊子を出しておられます。「捜査段階において通訳の囑託を受けた通訳人の方々のために」、改訂版なんですけれども、これはいろんな諸注意事項が書かれてあります。ただ、この中にも、将来の証人尋問に備えて手控えメモとか、こういうものを用意しておいて

ください、こういう記載もないわけです。これはある意味では非常に不親切ではないか。

それから、証人尋問自体、どこまでその状況が再現できるのか、裁判官が心証がとれるのかどうかという点でも問題がございます。検察官の立場としまして、自分の捜査能力とは無関係にもし通訳がひどかったということで事件が崩れましたら、自分の捜査能力とは関係ないところで事件が崩れていく、これはもうやるせないことでございます。そんなときにちゃんと資格通訳制度があつて、資格がある人であるとすれば、ある程度その能力レベルを信頼することができるようであります。

それから、私は弁護士になって参考人が外国人という事件を担当しまして、これは強制送還された後、調書を見ました。日本語で書いてあって、最後にもう全然知らない通訳人の名前が書いてある。争っている事件でしたから、これで同意と言われても困るわけで、こんな場合、すべて証人尋問を実施しなくてはならなくなるわけです。

例えば、資格認定を受けている人であれば、まあまあちゃんとした人がやっただから信用していいんだろと思うわけですけれども、どういふ人がなっているかわからないからすべてについて不安を生ずる、そうすると勢い裁判が長くなるということにもなると思います。

この調書につきましては、浦和地裁、平成二年十月十二日の判決がございます。要するに、調書の正確性とた通訳の問題が争われた場合に、それを後で証人尋問しても十分それを検証することができない、こういう観点からだと思うんですが、この浦和地裁判決、下級審であります、この中で、「最小限度、供述調書の読み聞けと署名・指印に関する応答及び取り調べの冒頭における権利告知の各調教については、これを確実に録音テープに収め、後日の紛争に備えることが不可欠であることを付言する。」、こういう判決文があるわけなんです。

から無理だろうと思います。また、すべての取り調べについてテープをとるというののもそんなに必要ないというふうに思います。後の保管等も大変です。ただ、最小限度、今、この判決の指摘した程度のことをテープで録取するということは導入可能ではないかと思うのですが、法務省はいかがお考えでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 御指摘の判決の中で録音の問題というのが判示されているわけなんです。が、先生の御指摘のとおり、そうした通訳の正確性をどうやって担保していくのかという紛争を回避するための手段として録音というのは一つの方法であろうと我々も思っております。ただ、録音の場合は再生、反訳等に膨大な時間がかかるわけでございます。実施上の問題点としてはさらに検討すべき事項もまたあるかと思っております。

そうしたことでございますので、現在のところ録音を主たる正確性の担保の方法として使ってはいないわけでございます。先ほど申し上げたように、個々の被疑者の実情、事情に応じまして正確性を担保するためのさまざまな工夫をしながら捜査を進めているという実情をぜひ御理解いただきたいと思います。

○大森礼子君 再生、反訳に時間がかかるというましても、そういう通訳の正確性が争われた場合、ちゃんとこうした読み聞けているのではないか、あなたは応答しているではないかと、それだけのことでいいわけなんです。

時間がかかるといいますけれども、じゃ、実際に通訳人が証人として出廷する、そしていろいろな調書があったら、その通訳に疑いがあったら、通訳したすべての調書についても質問、尋問していかなければいけない。私はむしろこの方が立証等に時間がかかるというふうに思っています。むしろ、録音テープの方が裁判官も心証をとりやすいですし、裁判の時間というものも短縮されるというふうに考えるわけです。

法務省もさまざまな工夫と言っておられますけ

れども、さまざまな工夫と言っても、私が今申し上げた問題点をクリアするようなきれいな方法はないと思うんですね。唯一あるとすれば、読み聞け時、弁護士選任権、黙秘権の権利告知、この部分だけのテープ録取といいますが、これしかないと思うんです。もう一度、これについて採用するようなお考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(松尾邦弘君) 先ほども申し上げましたが、外国人の取り調べに当たっての供述の正確性の担保という点では、御指摘の方法は一つの有力な方法であらうということについては我々もそう思っております。

ただ録音をどういうふうにも捜査過程で使っていくかという全体の中でのまた問題もございますし、その録音したものを将来どのようにして保管あるいは再生するのか、あるいは記録の開示の問題等も含めまして検討事項はまだ多々あると我々は思っておりますので、にわかにこれを採用するということには行っておりませんが、先生御指摘のとおり、方向としてはやはり検討すべき重要な事項であろうと考えている次第でございます。

○大森柑子君　これまで司法通訳そのものについて質問してきたわけなんですけれども、要するに司法通訳の資格認定とかあるいは公的なのトレーニングとか、そういうものがございませんで、いざ知らずに通訳についての争いをふやす。これはやっぱり迅速な裁判の要請にも反するものでありますし、また真実発見にもやはり障害となるのではないかというふうに思います。録音テープ、この浦和地裁の点については十分検討していただきたい。

それから、大阪高裁の平成三年十一月十九日の判決、これは香港在住の外国人被告人の事件ですが、原告弁論で通訳人が重要な部分を通訳していないとして、被告人側が、事実誤認、法令違反で控訴したという事案でございます。この中でも、その判決は、「通訳の正確性や公平性につき、疑問が呈されても、その通訳が録音されていないの

で事後にその検証ができないことは問題である。こういう指摘をしております。このときには、原審判決宣告時の通訳のみ録音されていたので、それを手がかりとして、通訳が不備であるという判断をしたように認識しております。

平成二年として平成三年、高裁それから地裁の違いはありますけれども、同じような指摘がされておりますので、これは余り先延ばしにしないで早急に検討して、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。

次に、裁判所にお尋ねいたします。

資格認定制度というのはありませんし、トレーニングもそんなに十分ではないということで、通訳の問題につきましても、裁判で通訳をつけるかどうか、だれを選任するかどうかは裁判官の訴訟指揮の範囲内というふうになされていくわけなんです。

あるとき、通訳されている方からこういうふうな訴えを受けたわけです。日本では法廷通訳人の言語能力判定はもとより、通訳人に対して守秘義務や中立性を義務づける職業倫理規程の規定もありません。最近、通訳人の能力不足によって被告人の権利問題が報道関係に批判されるようなケースがふえてきておりますが、この批判を浴びるのは通訳人のみです。果たして通訳人を任命した裁判所の責任はどこにあるのでしょうか、こういう訴えでございました。言語査定もせずに、事前トレーニングもなしに任命している場合がある、このような現状では有能な通訳人というものは法廷通訳人になることを敬遠してしまうのではないのでしょうか、こういう訴えがありました。

通訳人の方は、選任されれば自分としてはベストを尽くしてやっていると。それで足りないと思われたいやうなところはないわけですね。その場合、せめて裁判所が責任をとってくればよいのになと思ふわけです。

もしこの通訳過誤の原因とした場合、それで民事責任等を生じた場合、その責任というのは裁判所が負うと考えてよろしいのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(白木勇君) お答え申し上げます。

能力の劣った通訳人を選任した場合の法的責任がどうなるかというお尋ねでございますが、これは具体的なケースによって異なるのでありますから、一概には申し上げられないように思います。

例えば、想定しにくいことではございますが、裁判官が故意に無能な通訳人を選任したとか、あるいは通訳人が故意に間違った通訳をしたというふうなことがありましますと、これは何らかの責任を免れないと思われましても、そのうちではなく、善意なのに結果として能力の劣った通訳人を選任したり、あるいは誤った通訳をしてしまったというふうな場合でございますと、果たしてすぐに法的責任を免れないかどうか、難しい問題であると思われまします。

実務におきましては、通訳に関して後々問題を残さないようにという配慮から、尋問と供述を短い質問と答えにしておまうとか、あるいは大事な問題につきましてもは繰り返しの角度から質問してまうというふうな形で、事前にそういう問題を後に残さないというふうなことを工夫いたしているところでございます。

それから、法廷で即座に解決できなかったような場合に備えまして通訳を命じた事件で録音をとった場合には、この録音を記録に添付いたしまして控訴審等に送付いたしまして、後の検証にたえ得るようになしておまうし、また、事件が確定した場合には録音を記録とともに検察庁に送付して保存する扱い等もいたしておまう。

先ほど委員御指摘の事件は、そういう通達を出す前の事件でございまして録音がなされていなかったようでございます。

○大森礼子君 端的に聞きますが、国家賠償法第一条では、「故意又は過失によつて」とございまして、通訳能力のチェックとか、これに十分でなかった場合、過失によつて責任を負う場合があると考えてよろしいのでしょうか。イエス、ノー、簡単に結構です。

○最高裁判所長官代理者(白木勇君) やはり具体的なケースに基づきませんとお答えはいたしかねるところでございます。しかし、少なくとも通訳人は公権力を行使する公務員ではございまいせんので、恐らく国家賠償等の問題は生じないんだらうと思ひます。

○大森礼子君 だから、裁判官ですよ。

○最高裁判所長官代理者(白木勇君) 裁判官につきましては、具体的なケースで、どういうケースかによつてこれは異なつてまいらうかと存じます。○大森礼子君 通訳人は、今、公務員扱いじゃないからそれはならないんですけれども、裁判官について、選任したことについてどうかという問題です。私は、そういう通訳過誤についても、将来通訳人が民事賠償請求とか受ける場合もあるのかと、それを心配しているわけです。

もう時間がなくなつたのですが、実は昭和六十二年九月十六日、衆議院法務委員会では自民党の保岡興治委員がこの通訳の問題について非常に詳細な質問をしておられます。法廷通訳の資格認定、それに伴う研修がぜひ必要であるというところを言つておまして、当時の法務大臣は、早期に検討してまいりたいとおっしゃつておられます。それから、平成九年十二月四日に私が法務委員会での法制度化について質問しましたら、法務大臣が、まだ近年緒についたというふうな段階ではなからうか、取り組んでまいりたいと。十年たつても研究、検討で繰り返されております。もうそろそろ本腰を入れていただきたい。

そして、いろんな問題を検討するに当たつて、今、法務省、それから裁判所、弁護士会もそうですが、個別に検討している。そうではなくて、通訳の方は弁護士さんに頼まれることもあれば捜査通訳をする場合もある、法廷通訳をする場合もあるわけですから、この三者、少なくとも裁判所と法務省が一体になつてこの問題に取り組んでいかれてはどうか。

その場合の一つの方法として、法制度をつくるかどうかの検討としてでもいいですから、通訳

人、それから法律学者、裁判官、弁護士、検察官を含めた実務家による研究会、諮問委員会のようなものをつくつてこの問題を研究できないかというふうな考えです。

アメリカでは、一九八八年には連邦の法廷通訳諮問委員会を設けてこういう検討をし、そして通訳人の質の向上が見られ、外国人被告人の権利擁護につながつていっているという報告がございまして、この点について、裁判所に対しては法務省と協力してこういう制度をつくる意思はないのか、法務大臣に対しては最高裁と協力してこういうことをつくる意思はないのかとお尋ねいたします。

○最高裁判所長官代理者(白木勇君) 通訳制度に関する研究会につきましては、現在、裁判所では全国の地方裁判所におきまして、毎年、法廷通訳研究会というものを開催しております。この研究会には、裁判官、裁判所書記官、それから経験豊富な法廷通訳人ももちろん、地方によつては大学の先生など専門家にも御出席いただきまして、法廷通訳をめぐる実務上の諸問題について意見交換をして、相互の理解を深めて、運用の改善を図つていくところでございまして。

それから、検察官、弁護士との関係につきましても、地方検察庁あるいは地元の弁護士会と裁判所の協議会におきまして、適宜、法廷通訳に関する意見交換をいたしまして執務の改善に現に役立っているところでございまして、委員御指摘のとおり、こういった外国人の裁判を受ける権利を、実質的に保障するという見地から、なおこの研究会等の充実に努めてまいりたいと考えております。

○国務大臣(中村正三郎君) 今、裁判所は直接にお答えにならなかつたようでありますけれども、今お聞きしております、委員は大変専門家でいらっしゃる、私は素人です、ここに大臣にならせていただいて感じますことは、やはり実務的に通訳のできる方の数の確保ということに現実問題は努力しなきゃいけないんじゃないかと思ひます。

そういう対応において、今うちの方の刑事局長から御答弁申し上げましたように、いろいろな努力はしているところでございますが、これはやっぱり裁判所、それから検察、弁護士、全部かかわることでございますので、委員の御提案になりまして共同で研究しないかということは、これは大いに参考になるお話だと思いますので、勉強してみます。

○大森礼子君 きょう警察庁の方に通告しておりますが、ちょっと時間がなくて申しわけございません、次回質問させていただきますと思いますので、御了承ください。

○橋本敦君 私は、今国政上の重大問題となっております防衛庁の責任事件に関連して質問させていただきます。

この事件は、言うまでもありませんけれども、長年にわたる軍需産業と防衛庁との構造的な癒着とも言われかねない、そういった状況の中で、国民の税金を使う予算の執行過程そのものが責任事件という重大な容疑に発展をするという事件になりました。加えて、証拠隠滅という重大な問題も起こっておりますし、この事件に対する国民の怒りと批判は極めて大きいものがあります。

額賀防衛庁長官は、この問題については一切の弁明は許されず、国民におわびするほかない、こう言っているわけですが、それ自体は当然であります。

しかし、検察庁は、国民の期待を担って、この重大な事件については厳正な徹底的な捜査を行い、しかるべき厳重な処置をとるということがまさにその責務であろうと思うのですが、法務大臣としてはこの事件についてどういった御所見なり決意をお持ちなのか、まず冒頭に御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣 中村正三郎君 お尋ねの事件でございますが、東京地方検察庁において平成十年九月三日から同月十日までの間、元防衛庁調達実施本部長諸富増夫及び元同本部副本部長上野憲一外七

名をいずれも背任の事実により逮捕するなど、所要の捜査を進めているところでございます。

今後、検察当局において事実の真相解明へ向けて鋭意所要の捜査を尽くし、適正に事件を処理することといたしております。

○橋本敦君 刑事局長にお伺いをいたしますが、本件関係者の被疑事実の要旨ということも書面で私も拝見をいたしました。

背任罪ですから、自己または他人の利益を図るという目的もその構成要件の内容の重大な要件でございますけれども、本件については、いわゆる諸富あるいは上野、こういった調達本部関係の責任者、あるいはNEC、東通関係の逮捕された責任者についてどういった利益を図る目的だというような方向で今捜査を進めておられますか。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねは現在捜査をしております背任罪の中の任務違背行為の具体的内容ということになろうかと思っておりますので、公表されております被疑事実の中からその部分について申し上げたいと思います。

被疑事実の概要をその点だけ申し上げますと、被疑者諸富及び同上野の任務違背行為に関する被疑事実の要旨は、会計法、国の債権の管理等に関する法律、予算決算及び会計令、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令等に従い、東洋通信機の一般管理及び販売費、支払い利子等の金額を計算して契約金額を修正し、国に返還すべき金額を適正に確定させた上、これにつき、同社との間で、債権の減免を行うことなく、その全額を現年度歳入への一括組み入れの方法により国に返還させる契約を締結すべき任務に背き、このままでは任務の具体的内容です、一般管理及び販売費から控除すべき広告宣伝費等の非原価項目の金額を控除せず、金融機関等に対する東洋通信機の支払い利息から受取利息を控除して零とすべき支払い利子を費用に算入することにより、契約金額を過大に修正し、国に返還すべき金額を過少に確定させ、その返還方法についても、現年度歳入への一括組み入れの方法によることなく、翌七年度まで

に履行される契約の契約金額から均等割で減額する方法により順次返還させる旨の契約を東洋通信機との間で締結したというのがこの任務違背行為でございます。

○橋本敦君 その任務違背行為は、本件の国に返還すべき金額の減額ということ自体が今御指摘のように会計法なりあるいは国の債権管理法なり、そしてまた今御指摘のあった調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令、これに明白に違反しているというように検察庁としては認定しているわけですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 現在は被疑事実としてその記載されているということでございます。

○橋本敦君 ですから、記載されているということとはそういう判断で捜査を進めている、こういうことでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) おっしゃるとおりでございます。

○橋本敦君 まさに違法なことをやって任務に背いているわけですよ。そして、なぜ任務に背いているという違法なことをやったかといえは、この被疑事実の要旨からうかがわれるところは、不正に過払いを受けていた事実が発覚した、そういうところから、諸富等は、このことが明らかになるならばそれは自己の責任問題に発展しかねないからこれを防ぎたい、隠したい、こういうことが一つ、もう一つは、NECや東通関係者については、この問題が発展すれば株主総会で責任を問われかねない、自分の責任にかかわるからこれも隠したい、そういうような自己保身の利益もあったてこういうことをやったというように被疑事実として考えていることは間違いないですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 図利加害の目的ということにつきましては委員が今お尋ねのとおりでございます。

○橋本敦君 まことにけしからぬことです。そういった不正が発覚すれば直ちに真相を究明して適正に処理すべきなのに、法に違反して自己の利益まで図るということですね。

しかも、もう一つこの被疑事実の要旨に記載されていて私が重大だと思うのは、東通から調達本部の退職者に顧問料名下に金員の提供を受けさせる、こういった目的もあって諸富等は、この減額処置をやったというところが記載されている。検察庁はこういった考え方、判断に基づいて捜査を今統括していることも明らかですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 被疑事実の中の図利加害のところの図利の中に、委員が今御指摘のとおり、「東通から調本の退職者に顧問料等名下に金員の提供を受けさせるなどの目的」があった、こういう記載がございます。

○橋本敦君 そしてまた事実、東通に調達本部関係のこういった意向を受けて防衛庁から天下りをし、三人と言われますが、顧問料名目で月一回しか勤務しないのに年間七百万円もの利益を受けていた。これはまさに仕事に対する報酬じゃなくして不当な資金提供と言ってもいい。こういったことを、過大支払いが発覚したというその弱みにつけ込んで、そして防衛庁の職員の天下りを要求するということですから、このこと自体私は強要罪に値する、公務員としてあるまじき非行だ、こう思います。こういったこともこの背任事件の第三者の利益を図る、そういった構成要件の一つとして記載された捜査の対象になっていることはまさに重大な問題であります。許しがたいと言っはかないと思っております。

この点について、現にそういった防衛庁からの天下りが実際に行われていたという事実は捜査の中でも明らかにしていると思っておりますが、間違いないですね。

○政府委員(松尾邦弘君) これまでは東京地検が捜索等強制捜査に着手した際に公表しました被疑事実の内容を御説明申し上げました。それ以上の説明になりますと、現に捜査中の事件の内容に立ち入ることになりますので答弁いたしかねるところでございます。

○橋本敦君 それ以上の事実は捜査の内容と言っけれども、証拠と捜査の方向づけの具体的な資料

もなしにそういった被疑事実の要旨として検察庁が推測で書くなどということはありません。これは捜査の信頼性からいって当たり前じゃないですか、どうですか。推測で書いたんじゃないでしょう。そのことを言ってください。

○政府委員(松尾邦弘君) 一般論で申し上げますが、強制捜査等着手する際に、その着手するのにならぬ嫌疑の濃厚さといえますか、そういうものは諸般の証拠関係から認定されるということでございます。

○橋本教君 ですから、まさに諸般の状況からそういった状況を認定されるということですよ。

自己保身を図る、防衛庁職員の天下りを相手の弱みにつけ込んで要求する、そしてそれだけじゃなくて莫大な国民の税金の過払いについて完全な返還をさせない。まさに私は公務員としてあるまじき重大な犯罪だと思ふんです。

それで、結論として、金額を幾ら不当に減額したんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) その部分の被疑事実を読み上げますと、「東通をして本来国に返還すべき金額二十五億六千四百一十二千円と前記過少に確定させた金額との差額十六億八千九百七十七万六千円の返還を免れさせて国に同額の損害を加えた」という被疑事実でございます。

○橋本教君 約十七億という莫大な金額の支払いを免れさせているということですよ。

一つ刑事局長に伺いますが、この被疑事実の要旨を拝見いたしますと、この事件が平成六年三月ごろ発覚をした、調本と東通との間で締結した味方識別装置等の製造請負契約、これについて過大申告等によって東通が不正に過払いを受けていた事実ですね、そのときに「国に返還すべき金額が数十億円もの巨額に上る見込みとなった」という記載がありますが、この数十億円ということとの関係と今御指摘になった二十五億、そして返還すべき金額が約十七億ですね、このこととの関係はどう理解すればよろしいですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 被疑事実には確かに委員御指摘のとおり記載がございます。ただ、それが具体的にどういった内容であるかということにつきましても、先ほど申し上げましたが、さらに捜査内容あるいはその具体的な内容に立ち入ることになりますので、答弁は御容赦いただきたいと思ひます。

○橋本教君 ちょっとよくわかりませんが、捜査の進展次第によっては、返還すべき金額は数十億という巨大な金額の全額にもわたって状況を明らかにするということとが捜査の対象としては可能であり、その方向で捜査しているということですか。

○政府委員(松尾邦弘君) ただいまのお尋ねも具体的な捜査の内容そのものと申し上げてもよろしいかと思ひますので、お答えいたしかねるところでございます。

○橋本教君 被疑事実の要旨にそう書いてあるんですから、私は徹底的な解明をしてもらいたいと思ひます。

さて、この件に関して重要なのは、防衛庁が組織的な証拠隠滅工作をやった、そういう状況が多くの新聞でも明らかにしているように、今捜査もその点に向けて大きく進展をしているということとであります。

この点について言うならば、過去この事件が発覚した昨年の九月、あるいは本年の五月、それから本年の捜査が行われた九月の直前、こういった時期に上部の指示によってそれぞれ重要な関係資料である伝票とかあるいは経営関係の重要な資料とかそういったものが場所を移され、そしてまたきょうの新聞によれば、この総務担当副部長の石附氏あたりは家宅捜索を受ける前に部下の親族宅にまで持っていくって保管させたという事実も報道されるなど、この証拠隠滅工作というのは実に膨大でしかも回数が多くて大変な状況だったというところがうかがわれる。しかも庁内の焼却炉で多くの資料を燃やしたというのですから、単なる証拠隠滅どころか公文書毀損という重大な犯罪に

も該当する。

検察庁は、こういった証拠隠滅あるいは公文書毀損、こういった面についても厳重な捜査を遂げて徹底的に解明すべきだと思いますが、刑事局長の御所見はいかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 現在東京地方検察庁が、先生お尋ねの背任事件を被疑事実としてしまして、防衛庁初め数次にわたって捜査を実施したことは間違いないと思ひます。

ただ、さらにそれ以上という方向で何を捜査しているのかということにつきましては、現在捜査中の事件そのものあるいはそれに密接に関連する事項でございますので、私からお答えはいたしかねるところでございます。

○橋本教君 刑事局長、はっきり言ってほしいですよ。こういった事件について、防衛庁内で証拠隠滅と疑われる行為、公文書毀損・毀棄と疑われる行為、そういった行為が全然なかったとあなた今ここで言えますか。そういった状況があったというところで捜査をやっているんじゃないですか、どうですか。それぐらいははっきり言わなきゃ国会に対する責任ある答弁と言えませんよ。

○政府委員(松尾邦弘君) 先生の厳しいお尋ねでございますが、やはり捜査の具体的な内容に密接にかかわる事項でございますので、お答えいたしかねるところでございます。

○橋本教君 そうすると、証拠隠滅あるいは公文書毀棄とすることを立件するという意図は全くなくして捜査をやっているんですか、そんなことないでしょう。そういった不法行為があれば徹底的に捜査をする、そういう厳正な立場を貫いて捜査をやるのは当たり前じゃないですか、どうですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 具体論として申し上げますと、先ほど申し上げたように、先ほど申し上げたように、一般論としていって、あえて申し上げますと、検察庁は違法な行為があれば適時適切に対処するものと思ひます。

○橋本教君 そことで、違法な行為があれば適切に厳重に対処する。だから、証拠隠滅と見られ

る明らかな行為あるいは公文書毀損ということが犯罪として成立するという行為、捜査の結果そのことが明らかになればその問題については厳重に立件し処置をするということは今の答弁から間違いないですね。

○政府委員(松尾邦弘君) 前に御答弁申し上げたとおりでございます。

○橋本教君 当然それは全貌としてやっても明らかにやらぬ。背任という重大な行為の状況の事実じゃなくて、まさに背任罪と並行的に行われた組織的な証拠隠滅あるいは公文書毀棄、そういった問題として捜査の結果証拠が明らかになればきちり立件して責任を追及する、今のお言葉からそのことは当然だと思ひますが、明白であります。

時間ありませんから会計検査院に伺うのですが、会計検査院は、衆議院の委員会における答弁では、この問題について防衛庁の処置については当時の状況として不当な状況がなかったという意見を言っておられる、そういう状況がありました。それは事実ですか。

○説明員(齋田敏朗君) 昨年十一月の衆議院の決算委員会における答弁といいますが、その時点でそういう認識を持っております。

○橋本教君 現在その認識が全く間違っていた、改めてきつと検査を直す必要もあるし、厳正に対処する必要もあるということではないかというところが一つ。その結果、不当に返還を免れた行為は許さないということ、きつと国に返還させるといふことで、そういう立場で会計検査院としてははかるべき意見なり処置をおとりになる必要があると思ひます。結論だけで結構ですが、今の見解を伺いたい。

○説明員(齋田敏朗君) 現時点におきましては、司法当局が捜査中でありまして、会計検査院といましてはできる限り事実の把握に努めているところでありまして、

また、関係資料が入手できない状況ではあります。また、事実関係が明確になった段階におきまして会計検査院としては適切に対応する所存でございます。

ます。

○橋本敦君 今の適切にの具体的な方向づけを
言ってください。適切とはどういうふうに対処す
るんですか。過大な減額を含めてどうさせるん
ですか。

○説明員(諸田敏朗君) もし過大な請求といいま
すか、過大分を返還させるということになれば、
その処理は適切にやるといふことでございます。

○橋本敦君 適切に処理させる方向でやるとい
うことですか。

○説明員(諸田敏朗君) はい。

○橋本敦君 はっきり答えてください。

もう時間がありませんから防衛庁に聞きます。
防衛庁はこの問題について、「東通事案に対す
る現時点での評価について」という文書を但木官
房長にも藤島官房長が渡し、あるいは特捜部にも
石附副本部長が渡すなどして、本件は刑事事件に
ならない、背任罪にならない、そういう工作をし
ていた事実がある。防衛庁、間違ひありません
か。

○政府委員(及川耕造君) 地検の方に対しまし
て、その時点での当庁の調査内容を前提に、当庁
としての考え方、評価等を取りまとめまして提出
したことは事実でございます。

○橋本敦君 適正な原価計算ができないとか、執
行官の裁量範囲でやったこととか、そういった
ことで弁解をしている。この弁解は今通用する
と思いませんか。この文書どうしますか。

○政府委員(及川耕造君) 現在捜査が進められて
おりますので、私どもといたしましてはその進展
等を踏まえながらそれらの考え方をどういふ
に整理すべきかを考慮している段階でございます。
いましばらくお時間を賜ればと思ひます。

○委員長(荒木清寛君) 時間が来ております。

○橋本敦君 反省してないんですか。いまだに
これはいいと思っているんですか、反省している
んですか、どっちですか。

○政府委員(及川耕造君) 現在考え方を整理して
いる段階でございますので、それ以上につきまし
ては御容赦いただきたいと存じます。

○橋本敦君 もう時間がないから、これで終わり
ますが、整理というのはどういうことですか、反
省するんですか、はっきり言ってください。そん
ないまいな答弁で責任果たせますか。

○政府委員(及川耕造君) 捜査の進展等を踏ま
えながら私どもの考え方がいかにあるべきかとい
うことを整理している、こういうことでございま
す。

○橋本敦君 いかに間違っているかを考えないん
ですかと言つて下さい。答えてください。

○委員長(荒木清寛君) もう時間が来ておりま
す。

○政府委員(及川耕造君) 恐らく私どもの考え
方の中にも修正すべき点等あろうかというふう
に思っております。

○橋本敦君 時間が来ましたが終わります。
ありがとうございます。

○福島瑞穂君 先ほど大野つや子先生からもあ
りました、これは国連人権宣言五十周年で、十
月二十七日、二十八日には国連のジュネーブで
約人權委員会の第四回日本報告書の審査があ
ります。前回、一九九三年十一月、その約人權
委員会から報告が日本政府に出しておりますので、
その報告に従って日本の人権状況が果たしてど
れだけ改善されているのかということをお聞きし
たいというふうに考えております。

まず初めに、拷問等禁止条約についてお聞き
いたします。

この一九九三年の約人權委員会の報告でも、
拷問等禁止条約について批准することを勧告され
ております。一九九八年一月、メアリー・ロビン
ソン国連人権高等弁務官も条約の批准を日本政府
に強く求めております。日本政府の第四回報告書
は、「政府として残虐かつ非人道的な拷問を世界
的に禁止するとの本条約の趣旨は十分理解してい
る。」というふうに記載をされていらっしゃいま

す。十月二十七日、二十八日にはぜひ拷問禁止条
約を批准すると宣言していただきたいんですが、
見通しはいかがでしょうか。

○政府委員(上田秀明君) 御指摘のとおり、い
わゆる拷問等禁止条約に關しまして、国際人権規約
の委員会の勧告もございまして、またロビンソン
国連人権高等弁務官からの意見も表明されてお
ります。

今、先生御指摘のとおり、私ども政府といたし
ましては、拷問が我が国の法制上厳に禁止されて
おりまして、残虐、非人道的な拷問を世界的に禁
止するという拷問等禁止条約の趣旨は十分理解し
ております。

この条約につきましては、現在政府の關係省庁
間、政府部内で鋭意検討をいたしておるところで
ございます。

○福島瑞穂君 現在、百五カ国が批准しており
まして、日本はおくれておりますので、拷問等禁止
条約を一切の留保なくかつ個人通報の制度も含め
て批准すべきだと考えておりますが、この点はい
かがでしょうか。

○政府委員(上田秀明君) いわゆる人権規約のB
規約の選択議定書、これは個人通報制度を含む
ものでございまして、この点につきましまして
は、我が国の司法権の独立ということを含めまし
て、司法制度との関連で問題点がなきにしもあ
らずという指摘もございまして、今後とも、この議
定書の方につきましましては、制度の運用状況等を見
ながら慎重に検討する必要があると考えておりま
す。

さきの御質問に戻りまして、拷問等禁止条約に
關しましては、その批准のための検討を政府部内
で鋭意行っているというところでございます。

○福島瑞穂君 司法権の独立を害するといふのが
意味がわからないんですが、御説明ください。

○政府委員(上田秀明君) これは、個人がいろ
ろな人権侵害にさらされた本人が考える場合に、
直接この国際的な機構に訴えることができる
というふうな規定でございまして、我が

国の場合におきまして、国内制度上さまざまな人
権の担保と申しますか保証と申しますか、いろ
ろな手だてが法制上定められておるわけでござ
いますので、そういうこととの整合性でいいます
と問題があるのではないかとようなことでござ
います。

○福島瑞穂君 現在、選択議定書は九十三カ国が
批准しております、どの国も司法権の独立は規
定をしております。司法権の独立を規定してい
る国がこれを批准しておりますので、また選択議
定書の条項はきちっと乱用の防止ができるよう
になっておりますので、早急に批准をしてくださ
るよう強く要望いたします。

先ほどの一九九三年十一月に出された国連から
のコメントですが、この中に、婚外子に対する差
別を撤廃するやうにということが主要な懸念事項
として、そして勧告としても出されております。
これは、子どもの権利に關する委員会におきま
しても、一九九八年六月、懸念事項として表明を
されております。この点について至急改正の必要
があると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(細川清君) ただいま御指摘のとお
り、市民的及び政治的権利に關する国際規約、
いわゆる国際人権B規約でございますが、これに基
づく我が国の第四回報告書において、平成八年二
月、法制審議会から法務大臣に対して、嫡出でな
い子の相続分などに関する法改正を内容とする法
律案の要綱の答申がなされた事実について報告し
ているところであります。これは、国内における
法改正の動きについて事実を報告したものであり
まして、このような法改正を国際的に約束したも
のではありません。

この問題につきましましては、さまざまな議論が
されておりました、総理府が平成八年六月に実施
した世論調査の結果を見ましても、国民の意見は
大きく分かれておるやうなことがえるわけでござ
います。

民法は基本法の一つでございまして、特に、嫡
出子と非嫡出子の法律上の取り扱いの改正のよう

夫婦別姓の問題等も国会で御議論いただきたいという気持ちは一緒でございますが、ただ問題は、先ほどから御議論の中によく出てくる、条約ではこう、例えば審議会ではこうといったようなことと世論とが食い違っている場合がございます。この婚外子の差別撤廃という問題については、世論調査いたしますと、かなりまだ反対の方が数が多いような状況がございます。夫婦別姓もそうでございますが、政府で調査しますと、

と申しますのは、少年法の改正を考える上でどういうことを議論したらいいんだろうかというようなお話もございまして、また、自由民主党でも、もう過去にずっと議論を重ねてきておられます。

こういうふうな重要な問題こそ、先ほど円さん、大森さんなどから意見がありましたように、専門家や教育者やいろいろな人の意見を聞きながら、果たして現状を維持すべきなのか、現状は問題ないんではないか、あるいは引き上げるべきではないか、引き下げるべきではないか、議論すべきです。結論先にあるきという形のこのような書面を法務大臣が出されることは非常に問題だと考えます。

は、このコメントの中の「主要な懸念事項」の中で次のようなものがあります。十二項の部分ですが、「当委員会は、特に、面会や通信に対する不当な制限や、家族に対して処刑を通知しないことは、規約と相い入れない」と考えるものである。」ということコメントしております。家族は事前に本人が処刑されるということを一切知らされません。

以前は、家族は本人と亡くなる前に会うことが

できたというふう聞いておりますけれども、この点についての改善はされているのでしょうか。
○政府委員(坂井一郎君) 家族との面会につきましては、事前には現在も連絡はいたしておりました。

ただし、言うまでもないことでございますけれども、執行いたしますと、その後の遺体の引き取り等の関係がありますので、事後的にはもちろん連絡はいたしておりますけれども、事前にはやっております。

○福島瑞穂君 以前には家族に事前に会わせていたということ聞いておりますけれども、それは途中で待遇が悪化したのでしょうか。

○政府委員(坂井一郎君) 待遇が悪化したということではなくて、以前というのがいつをお指しになつてゐるのか、戦前のことを言つておられるのかどうかわかりませんけれども、そうではなくて、やはり我々矯正職員として死刑確定者を処遇するに当たつて一番気になるのは確定者の心情の安定ということでございますので、あらかじめ連絡しますと、やはり家族の方から面会の申し出があつて本人が死刑執行の日を知るとか、あるいはいろいろな抗議行動等があるとかいろいろな問題が生じてまいります。そうすると、それが本人の心情の安定を非常に害するという観点から事前には連絡をしないというのが現在の取り扱いでございます。

○福島瑞穂君 家族、本人は殺される、亡くなる前に会いたいと思うのが自然な気持ちだということに私は思いますので、ぜひこの点改善してくださるよう要望したいと思います。

それから、今、死刑確定囚になりますと弁護士、家族以外の面会ができません。ですから、養子縁組をした養親などと文通したり、友達が激励の手紙を送つても、それは死刑囚のところへ現在届きません。こういうことは改善していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(坂井一郎君) 先生御指摘のとおり、死刑確定者というのは、ほかの受刑者あるいは未決拘禁者と性格が異なつておりまして、厳格に身柄の拘禁を確保して死刑の執行に備えるという立場にあるものでございますので、基本的には家族、それから権利の擁護のために弁護士あるいはそういう人々との接見以外は認めない取り扱いになつております。

決拘禁者と性格が異なつておりまして、厳格に身柄の拘禁を確保して死刑の執行に備えるという立場にあるものでございますので、基本的には家族、それから権利の擁護のために弁護士あるいはそういう人々との接見以外は認めない取り扱いになつております。

ただし、それに厳格に限定するというわけではございませんで、本人の心情の安定に資するとかあるいは権利の擁護のために資するという人間については個々具体的に判断してやつておりました。これにつきましてはもちろん我々もこの勧告も十分承知して念頭に置きながらやつておりますし、またいろいろな訴訟も出ておりますので、その訴訟の動向等も見ながら、ここは家族と弁護士以外に絶対会わせないという趣旨ではなくて、家族と弁護士以外でももちろん接見させることはあるのですけれども、それは非常に厳格に考えなきゃいかぬだろうというふうな考えております。

○福島瑞穂君 もし私が死刑確定囚になったら、友達と文通したい、あるいは会いたいというふうなやつぱり思うと思うんですね。ですから、その改善をぜひよくお願いいたします。

それで、きょうは国際人権の立場から聞かせていただきました。先ほど法務大臣が民法改正について若干前向きな発言をしていただいたというふうな私には思つておりますので、ぜひ国会できちつと議論していただくようによろしく願ひいたします。

私自身は夫婦別姓の観点から結婚届を出しておりませんので、子供は法律上嫡外子になつております。さまざまな裁判を代理人としてやつてきまして、今、娘は十二歳ですが、いまだに差別が撤廃されないという点に関して私自身も公私ともども責任を感じておりますので、ぜひ早急に法務省が責任持つて国会に上程して成立させてくださるよう強くお願いしたいと思ひます。

以上です。
○平野貞夫君 人権擁護推進審議会ができてからちやうど一年半ぐらひになります。精神的にいろいろな議論をなさつてゐるようでございますが、中間報告といふますか、そういうたものが出されるやに聞いておりますが、いつごろを予定されてゐるのでしょうか。
○政府委員(横山隆雄君) お答えいたします。本審議会におきましては、現在、人権教育、啓発に関する施策の基本的事項につきまして調査、審議がなされてゐるところでありまして、衆議院及び参議院の各法務委員会の附帯決議を踏まえて、二年を目途に人権教育、啓発に関する施策の基本的な考え方を取りまとめたいただけるものと承知しております。

以上でございます。
○平野貞夫君 そうすると、中間答申とか中間報告的なものは予定されていませんか。二年を目途に答申を出す、その理解してよろしうございませうか。

○政府委員(横山隆雄君) そういうことでございます。

○平野貞夫君 あと半年ぐらひで二年になります。この審議会の設立された経過はいろいろございますので、法律の目的あるいは関係者の意向、期待をよくお聞きになつて、ひとつ立派な答申が出されることを要請しておきます。

次に、道路公団のプリペイドカードの問題で日本ハイカ事件というものが国民に非常に強い関心を持たれておりますが、事務当局から結構でございますから、このハイカ事件の捜査状況について御説明いただきたいんです。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねの事件につきましては、東京地方検察庁におきまして、平成十年九月一日、ハイウエーカーの複製、販売等を業とする日本ハイカ株式会社の元取締役船場支店長松村武及び旅行業等を営む株式会社ジャパンスピリッツの元代表取締役中道弘一を、いずれも商法違反、特別背任でございまして、その事実で逮捕しまして、所要の捜査を遂げ、昨日、九月二十一日でございますが、松村及び中道の二名を同事実により東京地方裁判所に公判請求しております。

公訴事実の要旨を申し上げますと、被告人松村は日本ハイカ株式会社の船場支店長、被告人中道は、スポーツ用品等の製作及び販売を業とする金本スポーツ企画株式会社から委任を受けハイウエーカーの仕入れ、販売等の業務に従事していた者であるが、被告人両名は共謀の上、平成七年八月三日ころから同年九月六日ころまでの間、被告人らの利益を図る目的を持って、被告人松村に、日本ハイカが金本スポーツ企画に対しハイウエーカーの代金後払いの約定で販売するに当たり、代金回収が既に危ぶまれていたため、日本ハイカ本社の指示により、同年八月一日以降は前月中の販売代金のうちその月末までに入金された金額を超えて販売することなどが禁止されていたのであるから、その指示を遵守することはもとより、銀行による支払い保証を得させるなど、代金の回収を確保するため万全の処置を講じ、日本ハイカのため忠実にその業務を遂行すべき任務があるのにこれに背き、本社の指示に反し、同年七月分の販売の代金の支払いとして同月までに入金された金額が二億八千万円にとどまつていたにもかかわらず、この入金額を超えてかつ代金回収を確保するための万全の処置を講ずることなく、金本スポーツ企画に対しハイウエーカー十八万六千七百枚、券面額合計で四十九億八千万円になりましたが、これを代金後払いの約定で合計約四十八億四千万円で販売し、もつて日本ハイカに同額相当の損害を加えたというものでございます。

○平野貞夫君 この中道被告の責任といふますか、焦げつかせた金額あるいは捜査の中で使途不明と思はれる金額といふのは、損害額といふのはどの程度でしょうか。
○政府委員(松尾邦弘君) ただいまのお尋ねは具体的捜査の内容にかかわることでございますので、お答えいたしかねるところでございます。○平野貞夫君 報道では二十七億とも言われていますし、この間のテレビでは、そのうち十六億ぐらひは説明のつかない金だというふうに聞いてお

ります、刑事局長の立場からすれば具体的に言えないと言いますから、それ以上は聞きません。この事件に政治家がかかわっていた、積極的にかかわったのかかわらされたのかわかりませんが、そういう報道、情報が大変たくさんあるんですが、そういう報告を受けていますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 検察がどのような事項について捜査しているか、あるいは捜査したかというようなことは、捜査活動の内容でございまして、申し上げるべき性格のものではございません。御答弁はいたしかねるので、御容赦いただきます。

○平野貞夫君 捜査活動の内容にかかわることなので答弁しかねる、こういうことのようなんですが、こういう時世でございまして、政治不信あるいは政治家のありようというものは常に我々は相互に監視し合わなきゃいかぬ、こう思うんですが、今のお話ですと、かかわっていないというのを否定する答弁じゃないと思いますが、そう理解してよろしいですか。

○政府委員(松尾邦弘君) かかわったかかわらないかということも含めまして、具体的内容そのものでございまして、御答弁をいたしかねるところでございします。

○平野貞夫君 かかわったかかわらなかつたかということも含めて答弁いたしかねる。そうすると、私たちの理解としては、かかわったかもしれないがかわらなかつたかもしれない、こういう理解をいたします。

私の知る限りでは、この逮捕された中道被告が念書を書いていて、その念書は東京地検特捜部が押収して、その念書の中身に政治家の名前が記載されていると。私の知る限りではこういう情報があるんですが、このことについて報告を受けていますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 大変具体的な内容に触れたお尋ねですが、捜査内容についてのごとでございますので、お答えいたしかねるということでございます。

○平野貞夫君 こういう内容は、公判になればそういう事実があれば当然名前が出てくると、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 一般的に申し上げて、起訴した後の公判でいかなる証拠が提出されるかということにつきましては、公判の推移等いろいろな状況にかかわることではございまして、なかなか申し上げることはいたしかねると思います。

○平野貞夫君 公判請求したわけですから一応の捜査は終わっていると思いますが、この念書なんかを国会で資料要求したら、これは国会の多数決での議決が要するんですが、これは出していただけますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 私自身、先生が今お尋ねのそういった念書があるのかないのかということとは存じませんが、私からお答えいたしたしかねる事項ではございますが、一般論として申し上げますと、捜査当局が押収してある証拠につきましては、刑事訴訟法四十七条の規定がございまして、公判廷で開示する前には開示できないことになっております。

ただ、先生のお尋ねの中に、国会の例えば委員会等からの要求ということでありましたので、その点についても申し上げますと、四十七条の規定がございまして、公益上その開示できる場合の規定がございまして、したがって、一般論として申し上げますと、このたし書きの規定は、その公判の前に証拠物は出すべきではない、出してはいけないという本文によって守られる法益と、それから、国政調査権の発動であるという資料要求という形でなされる議員あるいは国会からの御要求、その公益のぶつかり合う場合であらうかと思えます。

ケース・バイ・ケース、その時々状況によって慎重に判断されるべき事項であると思っております。

○平野貞夫君 ロッキード事件のときにも刑事訴訟法の四十七条のたし書きが問題になりましたが、国会側の解釈としては、公益上の正当な理由があ

れば公判の前でも捜査中でも出せる、いわゆる要求できる、応じなきゃだめだと、こういうふうには私は理解をしております。

この念書の存在を刑事局長は知らない、あるかどうかかわらないと今お話ししてございましたが、これも私の知る限りではございまして、この中道被告が書いた念書というのは、債権者に対するお金を返済することを猶予してくれという趣旨のことを書いた念書だそうですが、その念書の中に、衆議院議員の森喜朗氏、現在の自民党の幹事長、この方に政治献金をしているので、したがってもろもろの関係があるのでひとつ金の返済を待ってほしい、こういう趣旨のもののようなのです。

これは非常に大事なことでございまして、特に金融再生問題なんかで大きな与野党折衝が行われているときに、やはり与野党の責任者がこういう疑惑といえますか、問題を抱えているということでは、これは非常に重要な問題で、野党も国民もやっぱり政治不信という意味で非常に大きな問題だと思えます。

それから、御本人の名誉のためにもできるだけ早くこういう話は事実を明らかにして、あるものならある、ないものはない、書かれているなら書かれている、書かれていないなら書かれていない、かかわったかかわらなかつたか、こういったことはできるだけ早く真相を明らかにしていただきたいと思えます。法務当局として、こういうことについてもうちよつと、一定の公判請求したというなら、私はそういう疑惑を持っているわけなんです、そういうものに対して真相を明らかにする方策を考えていただきたいんですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねはやはり具体的な事件の具体的な内容にかかわることでございますので、お答えする性格のものではないと考えております。

○平野貞夫君 それでは、私たちは今後、参議院では野党が一致すれば野党が多数でございまして、刑事訴訟法の四十七条のたし書きというふうなこ

とをひとつ野党間で協議した上で、この問題をまた改めて取り上げてみたいと思えます。

残りの時間で長銀問題についてちょっと私の意見を申し上げて、法務当局の御見解を伺いたいた

でございます。

私は、長銀問題の本質というのは、政府それから自民党そして財界の一部が、日本発世界恐慌を避けたいというもつともらしい理屈をつけて事実上債務超過の長銀を法を曲げてでも救済しようということだと思えます。すなわち、過去我が国のいびつで不健全な資本主義のもとで行われた金融機関をめぐる犯罪行為や反道徳的行為を国民の目からそらして隠ぺいしようということだというふうには私は認識しております。今一番大事なのは、一日も早く我が国に健全で公正な市場経済、金融市場をつくることだと思えます。

そのためには、やはり世界で通用するルールで長銀を整理、清算すること、これだと思えます。政府、日銀が内外に信用の確保と取引の保証について責任を持つということとをきちんと声明して、同時に画期的な景気対策それから構造改革計画を打ち出せば大混乱なんか発生しません。今よりよくなると思えます。

長銀がことしの三月に粉飾決算で公的資金を注入させるに至った実態を、私たちもそれを推測し得る材料、資料を集めて分析しております。実はこれについて地検特捜部の一部の方々が関心を持って、その資料を欲しい、こういうことで私のところにそういう話があつて、私が渡したわけじゃございませんが、私たちのグループの人はそういう地検の特捜部の方たちの気持ちに応じております。

ようやく一般の新聞でもこれを取り上げるようになりまして、二十日の日曜日には読売新聞が長銀のペーパーカンパニー、日比谷総合開発とか有楽町総合開発、新橋総合開発、こういったペーパーカンパニーが長銀の粉飾決算にかかわったことを報道していますし、またけさの朝日新聞も長銀系ノンバンク、エヌイーディーの融資実態の問

題点について報道しております。

私は、この長銀問題は商法や刑法上の責任を問うべき時期に来ている、こう思うわけでございませう。地検の現場の方々が強い関心を持って、この金融不祥事を一日も早く法と正義で処理して日本に健全な資本主義社会をつくらうというふうな情熱に燃えているように思う。どうかひとつ、こういう人たちの気持ちを十分酌んで、生かして、この種の問題はともすれば政治的圧力だとかいろいろな問題にかかりやすいものですので、法務省としても、司法制度の新しい世界的な発展もございしますので、そのスタートは、やはり私はこの日本の金融資本といえますか、金融機関の戦後の実におかしな動き、特に政治との絡みでの動きに日本の社会の腐敗、崩壊のもとがあるわけですので、ぜひその突破口を法務省としてつくってほしい、こう思いますが、大臣の御見解をいただければ大変ありがたいんです。

○国務大臣(中村正三郎君) 今、政治的圧力というふうなお話もありましたが、そういう圧力は一切感じておりません。それと、自民党の中のある志の議員からも、この長銀問題に関して責任行為等で厳正に捜査を進めていけというふうな御意見書も来ております。

そして、先ほどから刑事局長も答弁しておりますように、法と証拠に基づいてこれは国民のいろいろな疑問にもこたえるべく誠心誠意厳正に捜査をしてまいるということでございます。

○平野貞夫君 そうすると、法務省としても、私が申し上げました商法や刑法上の責任追及というふうなことに今関心を持って、こういうふうな理解してよろしゅうございしますか。

○国務大臣(中村正三郎君) それにつきましては、この前の予算委員会だっと思ひますが、御答弁申し上げたんですが、政府には今一義的監督機関として金融監督庁、また住専処理機構でございまして、資料を調査できるであろう部署がございします。やはり私どもとしては、そうした直接

的な監督官庁の調査に基づいて告発を受けて動くのがまず一つの筋だと思ひますが、これからのいろいろな状況に応じてまたいろいろな場面では考へていかなきゃいけないことがあるかと思ひますが、現在においては直接的な監督機関からの告発を受けていろいろな動いているということでございます。

○平野貞夫君 犯罪の存在、あるいは犯罪が立証できるような状況のものが整えば別に監督庁の告発は要らないと思ひますし、また告発は別に監督庁だけじゃなくて国民もできるわけでございしますし、その点は私たちはやっぱり監督庁自身を信用していませんから、今回の問題については、場合によっては監督庁もぐるの構造的な問題が、国家犯罪が、そういった国家機関による、防衛庁の調達本部と同じような構造があるんじゃないかと見ていますので、十分その辺はよく事態の推移を見て対応していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○中村教夫君 まず最初に、統一協会の教祖文鮮明の入国と、それから国会議員に対する統一協会からの秘書の派遣の問題についてお尋ねします。

統一協会は宗教の名をかりてさまざまな反社会的な行動をとっている団体でございしますけれども、特に青年たちあるいは主婦層をターゲットに、大変システムチックな心の操縦法というものをうまく使ひまして、いわゆるマインドコントロールをしていく。

最初が正体を隠してさまざまな形で勧誘をやるわけですね。例えば、この前の新潟の花火大会なんかにも出かけてきて、あめを配りながらピラをまいて、遊びに来いというふうな形でそこから連れ込んで、ビデオを見せたりいろいろなサービスを与えて引き込んでいくわけですが、次第に今までの考え方を否定していく、常識というものを全部壊していく。だんだん自信がなくなつて心が真っ白になっていく。その段階で教義のようなものをがんと注入していくわけですね。そしてある段階まで来ると、これを集団的に隔離して、完

全にもう自分の判断で物を考えることができないような、そういう頭の構造につくり変えてしまふ。そして外界の情報を完全に遮断して、それから珍味売りだとか、知られている霊感商法だとか、こうしたことに無賃労働者として使つていく、こういうことをやっております。

この結果、子供たちがそういう団体にとられて本当に苦しんでいる家族というのがもう何千とあるわけで、長い長い間これが続いてきたわけです。こんな団体がめげめけと放置されているという事態そのものが私は大変おかしいと思つております。

そして、この教祖である文鮮明という男も、経歴を見ると、もうスキャンダラスチックな行動で埋められていくような人物です。最初はピョンヤンの方から布教を始めていくわけですが、その教会でセックスを媒体とした非常にいかがわしい布教を始めて、二度も逮捕されているわけですね。一九四六年、四八年、風紀紊乱罪とか二重結婚とかいかがわしい容疑で逮捕されている。これは教義そのものも非常にセックスに絡んだ、そうしたおかしい教義なんです。

この件に関しては後にアメリカでもいろいろな問題を起こして、アメリカの議会ではフレージャー委員会というのが開かれまして、一九七六年に、これはもうキリスト教のセックス風解釈をした珍妙なものだといふふうに断定されたというのがこの本質でございします。

さて、ピョンヤンで捕まっていたんですが、朝鮮動乱のときに、どさくさに紛れてこの文鮮明という男は脱獄して韓国に移りまして、そこから反共活動を始めて勢力を拡大する。そして日本にやってくるのは、八割はもう日本の霊感商法から上がつてくるというふうなことなんです。しかし、その後アメリカへ移るわけですが、一九八四年にも脱税容疑で捕まつて、一年六カ月刑務所に入れられるという経過があります。

四月一日まで日本に滞在していたわけですね。これは入管法五条というのを見ますと、本来的にこうした人物は入国できないはずになっておるわけですね。これは、平成十年四月二十八日の衆議院の法務委員会でも入国管理局長がそのとおりだといふことを言っているわけですが、なぜ入れたかといふと、入管法の十二条の方で、特別の事情があつて法務大臣が認めた場合は入るというところになっておるわけですが、その理由が、刑確定後七年が経過しているということが一つあります。何年経過しているといふとこんなものは特別な事情にならないと私は思つてゐるんです。

それで、もう一つの理由は、北東アジアの平和を考へる国会議員の会という妙なものが突如として上がつていまして、この招待でもって入るという形になりました。この会はほとんど幽霊団体という感じですが、大体その当時の前参議院議員が一人、そして当時の現役の衆議院議員が五人ですが、六人でつち上げたような会です。統一協会から秘書を派遣してもらつたり、献金をいっぱいもらつたりしている連中の名前が並んでおります。こんなふうに入つてきたということなんです。

法務省にちょっとお尋ねしたいが、これはなぜ十二条が適用されるほど特別な事情なのかということをお答えいただきたいんです。

○政府委員(竹中繁雄君) 先生のおっしゃるとおり、この文鮮明氏は、過去に米国において所得税法違反で一年を超える刑に処せられていたということ、上陸拒否事由に該当していたわけですが、この平成四年のとき、その入国目的が、朝鮮半島及び北東アジアの平和を考へる国会議員の会のメンバーとの意見交換にあるという事情を考慮しまして、その上陸を十二条に基づいて特別に許可したものでございします。

○中村教夫君 このような人物が、そんな大事な問題を考へる会に適當だとはとても思ひえないわけ

です。

当時、やはり利権関係のある金丸信代議士が法務省に圧力をかけたんではないかという報道が非常に多かったわけですよ。これは事実なのかどうか。それと、だれがこの十二条の適用を決定したのか、その人物はだれだったのか、教えていただきたい。

○政府委員(竹中繁雄君) 当時いろいろなところからこの文鮮明氏に関しては陳情のような話があったというところは事実のようでございます。そして、その中に金丸先生の名前も入っていたと承知しております。

どうしてこれを認めたか、だれが認めたかというところでございませうけれども、これはまさに先生御指摘の十二条、法務大臣の裁決の特例という条文でございませうが、ここに書いてありますのは、ちよつと関係のところだけ読みますと、「法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる。」ということ、あくまでも法務大臣でございます。

○中村敦夫君 私は、特別な事情があるとはとても思えない、というか、とんでもない事情だと思つていますが、こうした文鮮明のケースは、今後、入管法の十二条の前例になつてしまふんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) あくまでも十二条はそのときそのときで特別な事情があるかどうかということを決めるというところでございませうので、それでございませう。当然、それから後は必ず認めるとか認めないということを、先例とおっしゃるんでは、そういうことではないということだと思ひます。

○中村敦夫君 来年二月三日あるいは三月三日、統一協会がまた日本で合同結婚式をやる準備をしております。後楽園ドームを使うというふうな計画になつておりますけれども、これは憲法商法が大分だめになつてきて、またバブルの崩壊もありまして、大分赤字になつてきた。無理やり知らな

い人間をくつつけて合同結婚式をやつて、そこに参加者に大変高い会費を払わせてつないでいくというのが現状なんですけれども、それに文鮮明が来たがつていて、その入国の準備をしているという動きがあるわけですから、そのことを法務省はつかんでいられるのか。そして、入国要請が来たらまた十二条を適用するのか、特別な事情は何なのかということをお聞かせいただきたいんです。

○政府委員(竹中繁雄君) 文鮮明氏が日本への入国申請を行うという具体的な話を私ども承知しておりません。

なお、具体的に申請があった場合には、私ども出入国管理及び難民認定法第十二条に規定する法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情の有無について、向こうから出してまいります入国目的、あるいは過去の在留状況、その他諸般の事情を総合的に考慮した上、慎重に検討することになります。

○中村敦夫君 国会議員に対して統一協会やその政治組織などから秘書が派遣されているというのは広く知られているわけですね。多い人は統一協会から一人の議員に九人も秘書がついていて、いろいろなこともあります。私たちがもつていよう議員や秘書といふものの数を調べておられますけれども、公安調査庁では、統一協会系の秘書の提供を受けている議員が何人いるのか、そしてそういう秘書たちは国会全体で何人いるのか、数でお答えいただけますか。

○政府委員(豊嶋秀直君) お答えいたします。公安調査庁といたしましては、統一協会が種々社会的な問題を引き起こしている団体であるといううことは十分承知しております。統一協会側によると公称の会員は四十七万を超えているといふうに発表されておりますが、実質的には五万人ぐらいいないかという見方もあるようです。そういうことで、大いなる関心を持って統一協会という団体の動向については広く情報を集めており

ます。

中村委員御指摘の、国会議員に秘書が派遣されているといふようなことが一部のマスコミで報道されたこともよく承知しておりますけれども、その内容の真偽については把握いたしておりません。

○中村敦夫君 数はわからないということですが、それは大変困つたことなんです。これは我々だつてわかつていられるのに、公安調査庁がこれをつかんでいないといふことは大変危険なことではないかと思ひます。

といひますのは、冷戦後、文鮮明は反共というのを取りやめて急遽北朝鮮に近づいていくわけです。金日成主席に大金を提供したり、あるいは事業の共同経営を持ちかけたり、そういうことを積極的に開始したわけです。ポトンガンホテルを買収するとか、それから観光開発を積極的に行つていけるとか、それから観光運動なんかも統一協会が一番しんになつてやつていけるわけであつて、非常に政治的な動きをするという団体であります。これは、今の日本と北朝鮮の非常に複雑な危険性を伴つた緊張のある関係の中で大変危険な、公安の問題ではないかと思ひます。そういう意識は公安調査庁はお持ちではないんですか。

○政府委員(豊嶋秀直君) 先ほどもちよつとお答えいたしました。統一協会の動向については非常に関心を持って見守つております。ただ、団体の動向自体については非常に関心があるわけでございますが、破防法上個々の構成員の具体的な、いわば私的な活動まで一々調査をすることは、是非、適正の問題といふこともございまして、今後そういう必要が生ずるというふうな判断した場合には私どもはさらなる調査を続けていく必要があるかと思ひますが、現在は破防法上の調査でそこまでするかどうかという問題もあるのではないかと、この観点から、団体の動向の調査にとどめて

いる段階でございませう。

○中村敦夫君 そういう個人的な問題とか、そういうことを超えた問題ではないかと思ひます。やはり国会議員のそばにたくさん北朝鮮と協力している団体の秘書がいるということ自体が、国家機密が筒抜けになるというふうな状況なわけですから、そういう消極的な考えで公安がいられるということは私は大変疑問に思つていられるんです。そんなことではないのだから。

それに関連しまして、実は高村外務大臣、この方のかつて統一協会の代理人だつたわけですね。裁判の記録などにも載つていられるわけです。それから、一九八九年の資産公開では、統一協会の靈感商法の元締めであるハッピーワールドという会社、ここから時価三百八十万円のセドリックを提供されているというふうな、これは相当に深い関係だと思ひます。こういう方が、日本と北朝鮮の問題のなかで外務大臣をやつていられることを私は大変危惧するわけです。

ですから、高村さんは現在とこれまでの統一協会との関係、具体的なものを全部公開すべきではないのかというふうな思ひます。もし公開できないとしたら、これは外務大臣としては大変不適任でありますから、これは罷免すべきではないかと思ひます。

本来、総理大臣に聞くべき問題なんです。聞いてもどうせわからないでしょうから、国務大臣としての法務大臣にかわりにお答え願ひませうか。

○国務大臣(中村正三郎君) 今、中村議員の問題意識はいろいろお伺ひしたわけでございませうけれども、やはり内閣総理大臣にわからないものは私にもわからないのでありまして、実際にどのようなことがあるか、またどのようなことが法律に反するんだという観点から私も行政をやるわけでありまして、ちよつと私としてもお答えできないということだと思ひます。

○中村敦夫君 大分この問題に関して皆さん逃げ腰なものですからここで打ち切つて、もう一つの問題を質問します。

これは食糧費をめぐる地方公務員の不逮捕、未起訴問題ということなんですが、平成六年五月十八、十九日、東京都監査事務局というところが第九十三回東京甲信越監査委員協議会というのを新宿の京王プラザで開催したわけです。まあ宴会でもあったわけでしょう。そのときこの件で違法な公金支出がありました。そして、事務局が裏金をつくったということがありまして、これで住民が都監査委員会へ監査請求をし、そして東京地方裁判所へ返還請求裁判を起しました。その結果なんです。都監査委員の監査結果通知では、やはり請求書など関係書類が実際の内容と異なり捏造されていた事実を認めたわけです。また、平成九年四月二十五日、東京地裁判決では、都監査事務局長へ八十万五千六百円の返還命令がなされたという事実があります。

この間、平成八年三月五日付で住民が東京地検特捜部へ公文書偽造などの容疑によって告発をしたわけですが、それが受理されたと報道されたんですが、これは確かでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねの件につきましては、東京地方検察庁におきまして、平成八年三月十二日、元東京都監査事務局長ら五名に対する業務上横領の事実により告発を受け、これを受理しております。平成九年九月一日に被告五人のうち一名が死亡しております。不起訴処分になっておりますが、その余については現在捜査中でございまして、検察当局においては、所要の捜査を遂げた上、法と証拠に基づき適正に事件を処理するものと思っております。

○中村敦夫君 自治省にちよっと聞きたいんですけれども、地方自治体の監査委員というのは、普通地方公共団体の財務や経営を公正か不正かチェックする役割なわけです。特に都監査事務局というのは、全都道府県監査委員協議会連合会という全部の事務局も兼ねている。責任はさらに重大なわけです。そのチェック係がみずから不正を犯していた。これではもう正義などどこにもないということになってしまうわけです。結局はその

都監査事務局自身、都の行財政の適正な執行を監視する立場の監査当局が不正経理を行っていたというところを公式に認めたんです。こういうことになりますと、地方自治法を根柢から揺るがしているような事件だと思ふんですが、自治省はこの事件をどのぐらいの重要性を持って認識しているのか、ちよっと一言だけでいいですから、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 地方団体の経費の支出のあり方が問題となっておりまして、今お話のございましたように、適正な経費の執行が行われているかどうかをチェックすべき立場にあります。監査委員事務局において不正経理の問題が指摘されているということは、国民の間に地方団体への不信感を惹き起させ、ひいては行政に対する信頼を損ねかねないということで、まことに遺憾に考えております。

これに対する対策といたしまして、地方制度調査会の答申を踏まえまして、外部監査制度の導入と現行の監査委員制度の充実を図るべく、昨年、地方自治法の一部改正が行われたところでござい

ます。○中村敦夫君 大変重大な問題と受け取られてい

ることがわかるんですけれども、本件に関しまして、検察の告発受理後二年以上が経過しているんです。それから、東京地裁判決からも一年以上が経過しているんですね。書類の捏造、つまり公文書の偽造、これは当の監査委員みずから公に認めていた事実なんです。判定でも認定されているわけですから、これは立件は容易なわけなんです。しかし、これほど立件が容易で大事件なのに、いまだ起訴に至らないというのは大変不思議です。

○政府委員(松尾邦弘君) 確かに御指摘のように告発からかなり日がたっていることはそのとおりでございますが、この捜査内容、あるいはその処理に至っていない事情等については、具体的事件の内容にかかわることでございますので、私から今申し上げるのは控えたいと思います。

○委員長(荒木清寛君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時十二分散会

九月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、定期借家制度を導入する借地借家法の改正 反対に関する請願(第二三三号)

第二三三号 平成十年八月二十八日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正 反対に関する請願

請願者 東京都北区王子五ノ二ノ六 滝沢 勝外百四十五名

紹介議員 橋本 敦君

貸借契約の期限が終了すると必ず借家を明け渡さなければならぬ定期借家制度を導入するために、借地借家法「改正」法案が提出されているが、この制度は借家人の居住と営業の安定を損なうものである。借家人の権利を弱めることになる借地借家法「改正」に反対である。

一、借地借家法「改正」法案を廃案にすること。

九月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願(第二五六号)(第二五七号)

(第二六〇号)

一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の制定に関する請願(第二六三三号)

一、定期借家制度を導入する借地借家法の改正 反対に関する請願(第二五六号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)(第二七一号)

第二五六号 平成十年九月四日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願

請願者 東京都八王子市松が谷五ノ二ノ四〇五 遠藤真子外八十九名

紹介議員 末広まき君

子供の性的搾取・虐待をなくすために法的措置を採らねばならない。

理由

現行児童福祉法第三十四条第一項第六号「児童に淫行をさせる行為」は売春業者に対するもので、それに対して、児童を性的に搾取する行為である買春及びポルノグラフィは、法的規制の対象となっており、野放し状態である。都道府県の青少年育成条例では淫行禁止項目を持つところもあるが、量刑は一定ではなく、またポルノグラフィに關しては法的規制が一切ない。法治国において弱者の人權を法律で保障することは国の義務であり、子供への性的虐待対策先進国では既に進められている。特に「子どもの権利条約」批准後、国内はもちろんのこと、海外での子供買春を自国で処罰する法改正とその執行が相次いでいる。子供買春・ポルノグラフィを処罰することは、緊急かつ必要な措置である。さきの児童福祉法改正にこれらの問題が含まれなかった今、単独立法、又は刑法、売春防止法等の改正によって、速やかに子供の人權を確立するよう求める。

第二五七号 平成十年九月四日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願

請願者 福岡県久留米市津福今町六二ノ九 小無田亮外八十九名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第二六〇号 平成十年九月七日受理

子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願

請願者 京都府宇治市広野町小根尾一三〇

ノ二六 梅田忠夫外八十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第二六三号 平成十年九月八日受理

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の制定に関する請願

請願者 札幌市北区太平八条五ノ二ノ五

道見重信外五百四十二名

紹介議員 中川 義雄君

この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第二六五号 平成十年九月九日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正反対に関する請願

請願者 東京都台東区下谷三ノ一九ノ一

村田信雄外七百名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第二六六号 平成十年九月九日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正反対に関する請願

請願者 千葉市稲毛区長沼町二四七ノ一〇

七 尾崎喜一外七百名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第二六七号 平成十年九月九日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市友井二ノ三四ノ五

二 平田喜良外七百名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第二六八号 平成十年九月九日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正反対に関する請願

請願者 北九州市八幡東区祝町二ノ一ノ二

二 井上則康外七百二十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第二六九号 平成十年九月九日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正反対に関する請願

請願者 横浜市区戸部町五ノ二〇一 伊

藤網子外七百名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第二七〇号 平成十年九月九日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正反対に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市和田河原八五

ノ二 松宮米子外七百名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第二七一号 平成十年九月九日受理

定期借家制度を導入する借地借家法の改正反対に関する請願

請願者 大阪府泉南市新家二四〇 折戸悦

子外七百名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

平成十年十月七日印刷

平成十年十月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E